

# 高島市地域福祉計画（第4次）

～「出会い・ふれあい・支え合い」で  
つむぎあえる まちづくり～



令和4年（2022年）3月 策定

令和7年（2025年）1月 中間見直し

高 島 市

## はじめに

少子高齢化や世帯の小規模化、暮らしや価値観の多様化とつながりの希薄化といった社会情勢の大きな変化により、人々の困りごとは複雑多岐にわたっています。

こうした状況の中、制度の狭間で支援が届かない人への支援や、保健医療、就労などの分野をまたいだ支援が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、自粛生活や人流抑制により、孤立からくる不安の増大、認知機能や身体機能の低下を招くなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼし、改めて地域での交流や人とのつながりの大切さを痛感することとなりました。

誰もが「住み慣れた地域で」、「生きがいを持って」、「自分らしく安心して」暮らし続けられるまちにしたいとの思いを込めて、このたび、策定いたしました地域福祉計画の理念を「出会い・ふれあい・支え合いで つむぎあえる まちづくり」といたしました。この理念のもと、系によりをかける「燃系」のように、人と人が支え合い、心を「つむぎ」あい、世代や分野を超えたつながりのある地域づくりに邁進していきたいと考えています。

市では、住民自治協議会の立ち上げ、地域に根ざした住民主体の地域福祉活動の幅広い展開など、地域共生社会の実現に向けた取組みが、一步ずつ着実に始まっています。

市民の皆様をはじめ、地域や事業者、法人の方々と手を携えながら、重層的・包括的な支援体制のさらなる充実、属性や分野を超えた誰一人取り残さない、市民一人ひとりが主役となる地域福祉の推進に努めてまいりますので、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定に貴重なご意見やご提言をいただきました高島市地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。



令和4年（2022年）3月

高島市長

福井 正明

## 策定にあたって

高島市地域福祉計画策定委員会 委員長  
高島市地域生活つむぎあい会議 委員長  
同志社大学 社会学部 教授 永田 祐

2020年の新型コロナウイルス感染症の流行は、社会的に弱い立場にある人の困難をいっそう拡大し、あわせてこれまで貧困とは無縁だと思われてきた一部の間層の生活も脅かすことになりました。また、地域では、対面での地域福祉活動が休止を余儀なくされ、それにより社会的孤立やつながりの消失が深刻になっています。しかし同時に、この経験は、人を支えるのが人であることや、私たちが他者との関係を抜きに暮らしていくことができないことを再認識することにもなったのではないのでしょうか。大切なことは変わっておらず、私たちがすべきことは、感染症を正しく恐れながら、やるべきことを進めていくことだと思っています。



地域福祉は、地域という舞台上で、様々な「登場人物」が活躍することによって織りなされる物語のようなものだといえます。この物語の魅力は、登場人物の皆さんが会合うことで気づきが生まれ、新たな取り組みが次々と生み出されていくことにあります。しかしそのためには、この物語を方向付けるビジョンやシナリオが大切になります。地域福祉という舞台の多様な登場人物が参画して、それを考えていくのが地域福祉計画です。

高島市の計画策定に携わって印象的だったのは、委員の皆様がそれぞれのお立場で、計画を「自分たちの計画」として捉え、活発に議論をされてこられた点です。「行政が何をしてくれるのか」ではなく、行政とともに「自分たちが何をするのか」を考え、発言される委員の皆様が印象に残っています。地域福祉は、行政だけが進めるのではなく、地域住民や社会福祉事業者、そして広く地域福祉に関わる皆さんが協働で進めていかなければ推進できません。この計画が、各分野で活躍する専門職や団体、行政関係部局、そして高島市民の多様な「のりしろ」を引き出し、それらが、豊かに重なり合うことで高島市の地域福祉の土台が築かれ、地域共生社会を実現する道標となることを心より祈念しています。

# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	1
1. 計画策定の趣旨	1
(1) 策定の背景と目的	1
(2) 地域のとらえ方	2
(3) 地域福祉とは	3
(4) 地域共生社会の実現に向けて	3
2. 計画の位置づけ	4
(1) 地域福祉計画とは	4
(2) 各計画との関係性	5
3. 計画期間	6
<b>第2章 データから見る高島市の現状</b>	7
1. 人口・世帯および年齢別割合の状況	7
2. 要支援・要介護認定者の状況	9
3. 障害者手帳交付者の状況	9
4. 子ども人口の状況	10
5. ひとり親家庭の状況	11
6. 生活困窮者の状況	11
7. その他支援や配慮を要する人の状況	13
<b>第3章 地域福祉計画（第3次）の成果と課題</b>	14
<b>第4章 計画の基本理念・目標・方針</b>	18
1. 基本理念	18
(1) 基本理念	18
(2) 共通する視点	19
2. 基本目標・地域共生社会実現プロジェクト	20
(1) 基本目標	20
(2) 地域共生社会実現プロジェクト	20
3. 計画の体系	21
<b>第5章 基本施策の展開</b>	22
1. 基本施策の展開	22
基本目標Ⅰ 助け合い・支え合える人をつくろう!	22

基本目標2 共に生きる地域をつくろう!	.....27
基本目標3 みんなでつながるネットワークをつくろう!	.....32
基本目標4 安心・安全の暮らしをつくろう!	.....36
2. 地域共生社会実現プロジェクト	.....44
(1) 地域生活つむぎあいプロジェクトの推進	.....45
(2) 生活困窮者支援・権利擁護支援の充実	.....55
(3) 住民福祉活動計画・地域福祉推進計画との連動	.....64
<b>第6章 みんなの想いをかたちに</b>	.....77
1. 地域の声	.....77
2. 取組状況の点検	.....80
3. みんなで取り組む地域福祉 ～あなたが主役・誰もが主役～	.....81
<b>参考資料</b>	.....82
1. 用語解説 (50音順)	.....82
2. 計画策定までの経過	.....89
3. 高島市地域福祉計画策定委員会委員名簿	.....91
4. 高島市地域福祉計画の策定に関するワーキングチーム構成員	.....93



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 策定の背景と目的

高島市は古くから「お互いさま」、「おかげさま」といった地域全体で共に支え合う意識が根付いてきた地域です。そして、誰もが自分らしく、安心安全に住み慣れた地域で暮らし続けたいと望んでいます。

一方で、少子高齢化・人口減少による過疎化・世帯の単身化、暮らし方や価値観の多様化により、地域のつながりが希薄になり、地域活動の担い手が不足するなどの、社会資源の減少が課題となっています。

また、子育てと親や親族の介護を同時に担う「ダブルケア\*」や、高齢の親が収入のない中高年の子どもの生活を支えている「8050問題\*」などのように生活課題を複合的に抱える世帯や、精神疾患やがん、難病\*などにより保健医療や就労など分野をまたいだ支援を必要とする人も増えています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、度重なる緊急事態宣言による自粛生活や感染防止のための人流抑制など、私たちの生活に大きな影響を与えました。外出や人との接触を控えるために、区・自治会の交流の場や地域のサロンが延期や中止を余儀なくされ、特に高齢者の認知機能や身体機能の低下、孤立からくる不安の増加など、新たな地域生活課題が生まれています。

こうした課題に対応するためには、地域の力を強化し、福祉分野だけでなく他分野と連携した取組を推進することが必要です。

国においては、「地方創生」や「ニッポン一億総活躍プラン」などの取組が進められるとともに、「地域共生社会\*」の実現に向けた方向性が示されました。地域住民や地域の多様な主体が、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが求められています。

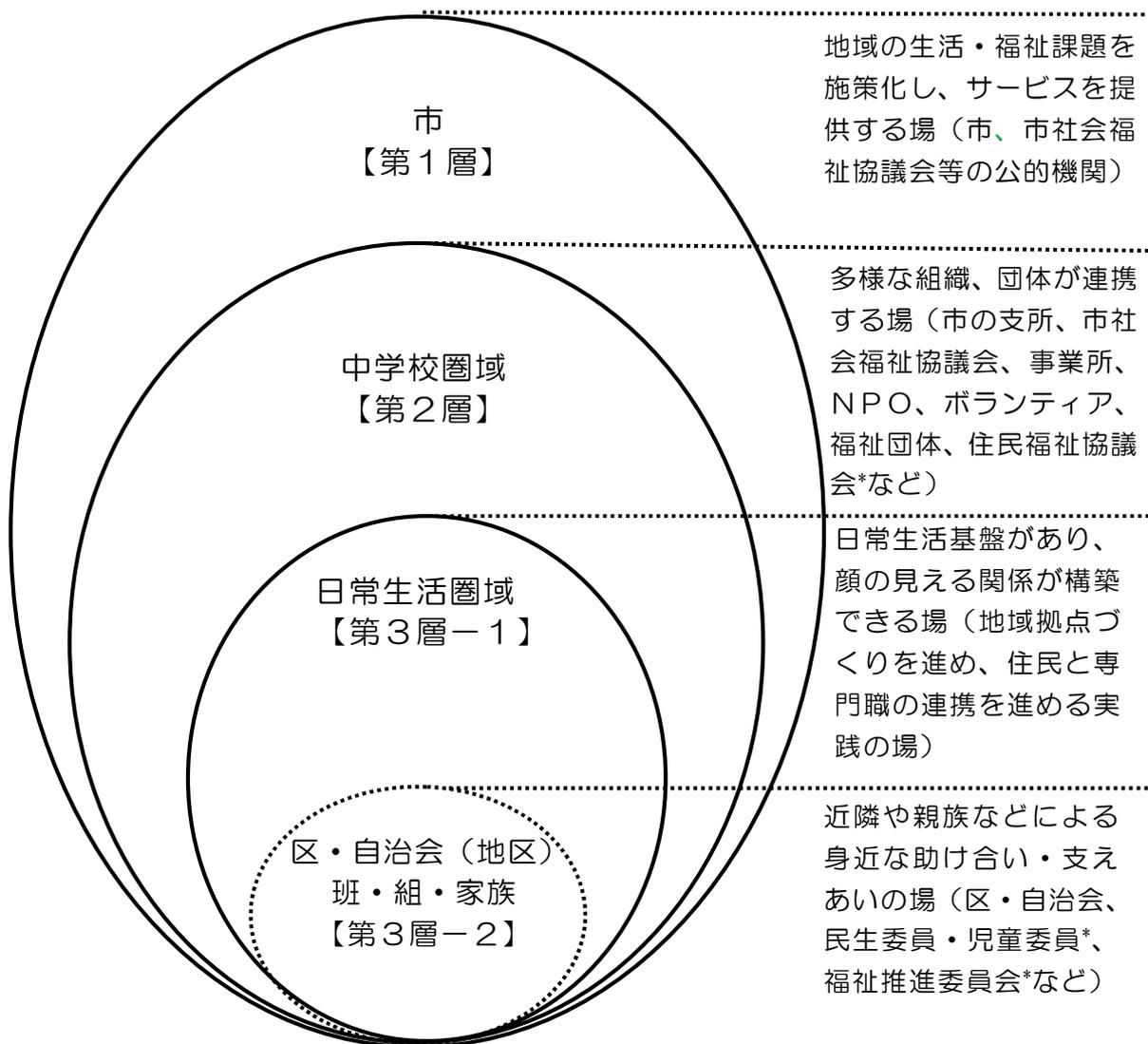
この度、平成29年に策定した「地域福祉計画（第3次）（平成29年度～令和3年度）」の計画期間が満了することに伴い、近年の法改正や社会情勢、第3次計画の取組成果や課題を踏まえ、高齢化・人口減少の時代を見据えた「高島市地域福祉計画（第4次）」を策定します。

\*は、「参考資料1.用語解説（P82～）」をご参照ください。

## (2) 地域のとらえ方

「地域」とは何かを考えると、「向こう三軒両隣」といったいわゆる「ご近所」をイメージしたり、地域活動の一つの単位である「区・自治会」をイメージしたりするなど、その捉え方は様々です。また、身体状況や年齢層によっても「地域」の捉え方は異なります。

本計画では、「地域」を下図の4層に分け、保健・福祉サービスの一体的な提供、地域活動の拠点づくりやネットワークづくりなど、地域福祉の推進の視点から各圏域における社会資源整備と市民協働のしくみづくりに取り組みます。



### (3) 地域福祉とは

私たちは、地域において日々様々な暮らしの困りごとに向き合い、解決しながら生活しています。しかし、中には自分たちの力だけでは解決できず、支援を必要としている人がいます。

地域福祉とは、こうした様々な困りごとに対して、市民・団体・事業者・行政などが協働し、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

### (4) 地域共生社会\*の実現に向けて

平成29年に社会福祉法が一部改正され、市町村は「包括的支援体制の整備事業に関する事項」を地域福祉計画に盛り込むよう規定されました。さらに、令和2年の法改正で「①属性を問わない相談支援」、「②多様な社会参加に向けた支援」および「③地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業\*」が創設されました。

市では、これら法改正の流れも踏まえて、子ども・若者、高齢者、障がいのある人、ひとり親など、すべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会\*の実現に向け「地域生活つむぎあいプロジェクト\*」の取組を始めています。



## 2. 計画の位置づけ

### (1) 地域福祉計画とは

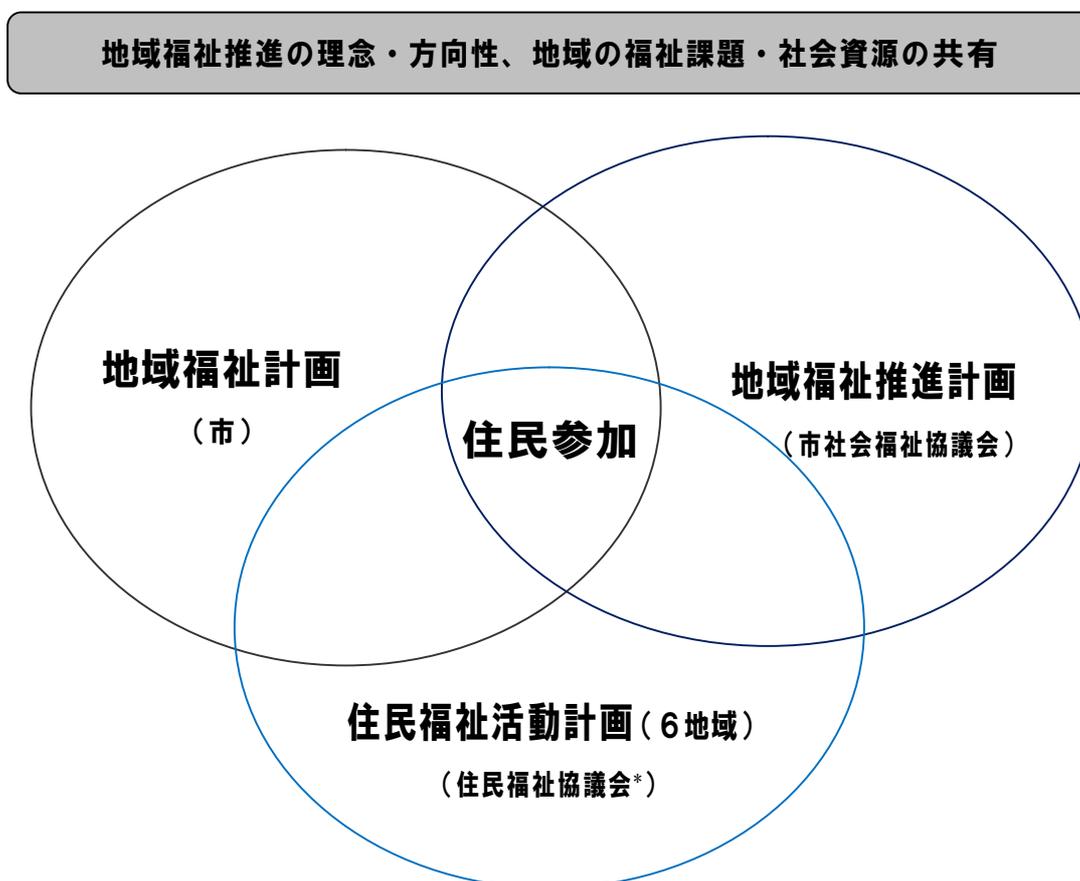
本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けて基本的な理念や目標、方針を定めるものです。

### (2) 住民福祉活動計画・地域福祉推進計画との一体的な推進

「住民福祉活動計画」は、市内6地域（中学校圏域）に設置されている住民福祉協議会\*が中心となり、住民主体で策定されています。また、「地域福祉推進計画」は、市社会福祉協議会が中心となって、地域福祉のあり方を民間の立場から提言されています。

これらの計画は、住民や当事者、地域福祉団体などの視点で作成された住民参加の行動計画であり、本計画と相互に深く関連するものであることから、連動した取組を推進します。

《地域福祉計画・住民福祉活動計画・地域福祉推進計画の相関図》

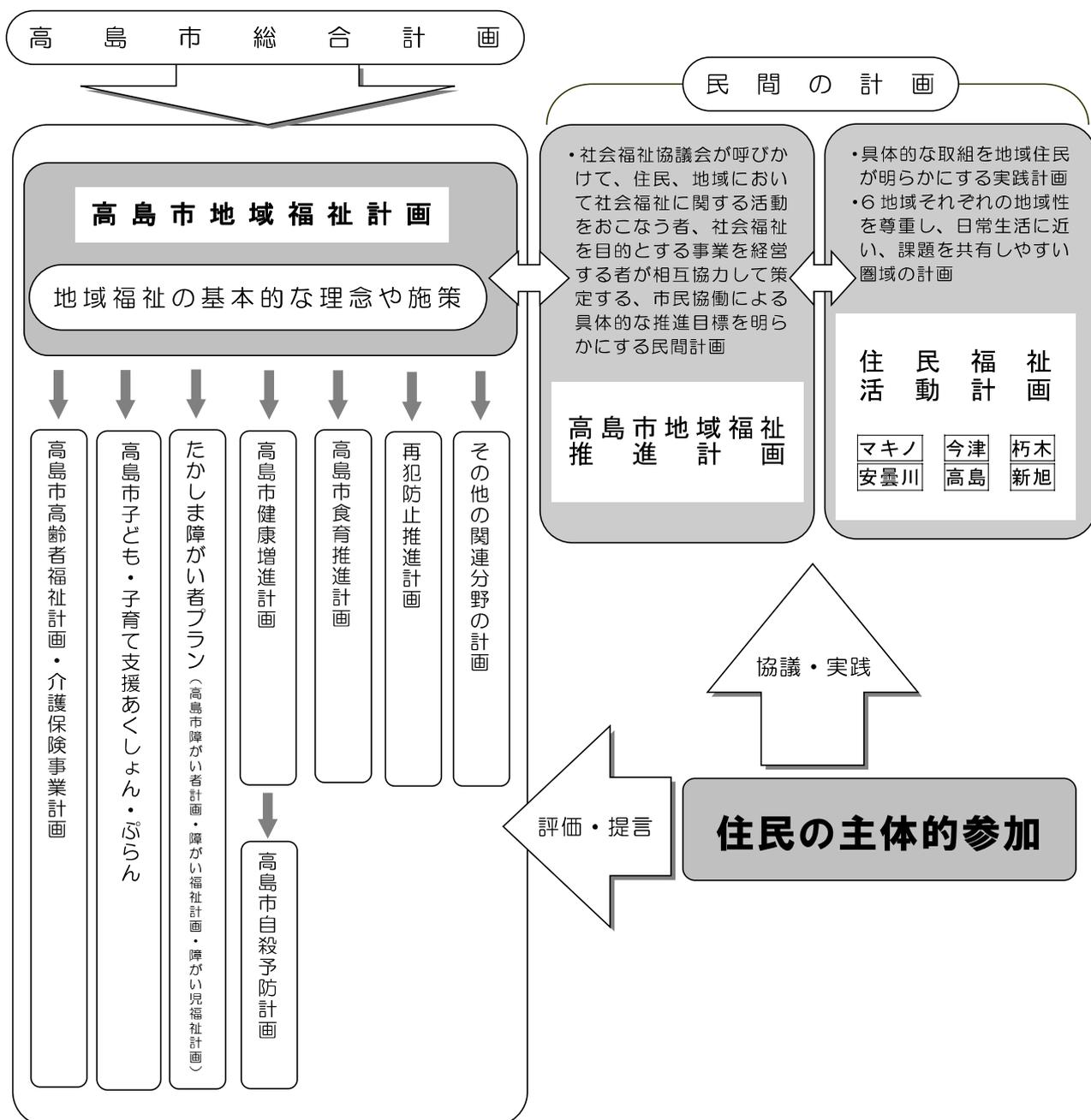


### (3) 各計画との関係性

下図のとおり、本計画は「高島市総合計画」の下位計画として、また保健福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけています。

本計画に定める理念や基本目標をもとに、個別計画において具体的な推進目標や施策が定められています。

《高島市地域福祉計画とその他個別計画、民間計画との関係（概念図）》



### 3. 計画期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会福祉制度や諸施策の改正などの情勢変化、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるように、令和6年度に中間見直しを行いました。

《本計画の策定・実施期間》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画策定	→						
計画実施			→				



中間見直し

《関連する個別計画などの実施期間》

年度	開始	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	H19	第1次後期計画			第2次基本計画											
地域福祉計画	H19	第2次			第3次			第4次								
地域福祉推進計画	H22	第1次		第2次				第3次								
地域別住民福祉活動計画	H22	第1次		第2次				第3次								
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	H12	第5期		第6期		第7期		第8期		第9期						
子ども・子育て支援あくしょん・ぶらん	H17	2010		2015				2020								
障がい者プラン	障がい者計画	H24	第1次			第2次			第3次							
	障がい福祉計画	H18	第3期		第4期		第5期		第6期		第7期					
	障がい児福祉計画	H30					第1期		第2期		第3期					
健康増進計画 (健康たかしま21プラン)	H21	第1次		第2次				第3次								
食育推進計画	H21	第1次		第2次				第3次								
自殺予防計画	H31					第1次			第2次							
再犯防止推進計画	R5									第1次						

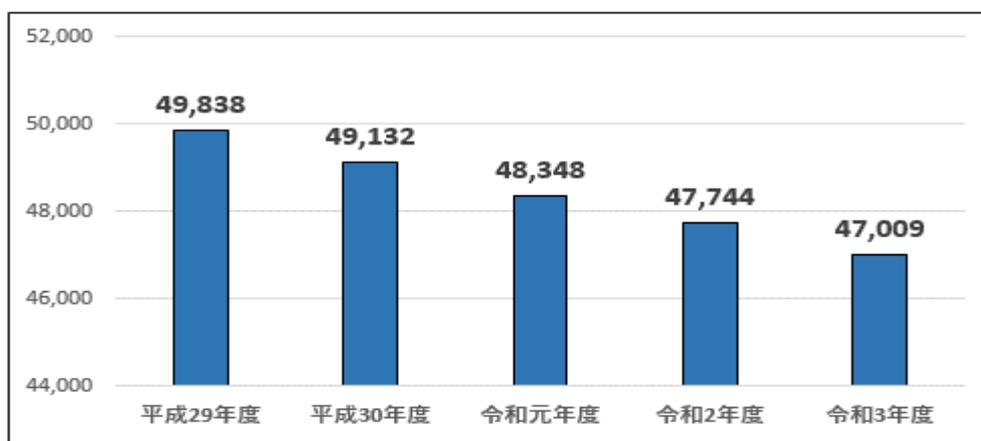
## 第2章 データから見る高島市の現状

### 1. 人口・世帯および年齢別割合の状況

#### 人口の推移

市の人口は、平成29年度の49,838人から令和3年度には47,009人となり人口減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後においても急速な人口減少が続き、令和17年には、40,000人を割り込むとされています。

(単位:人)

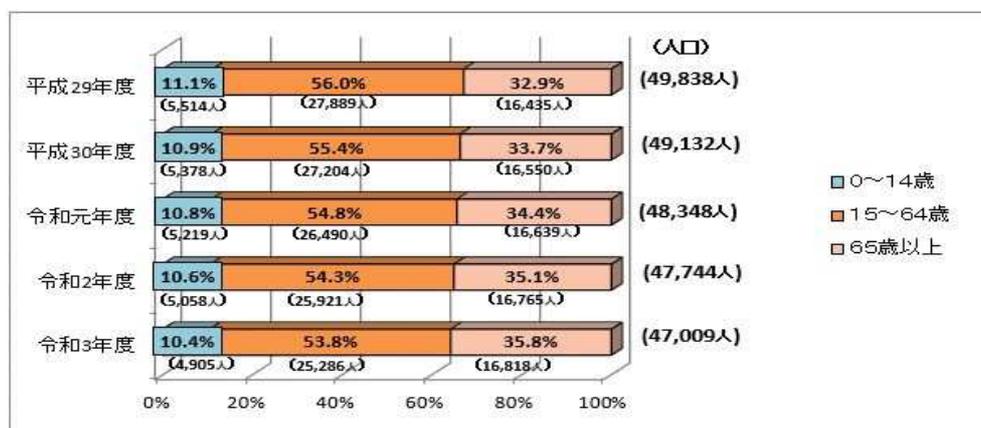


資料:住民基本台帳

(各年度10月1日現在)

#### 年齢別人口の構成比の推移

市の年齢別人口の割合を見ますと、65歳以上の高齢者の割合が年々高くなり、令和3年には65歳以上の人口は16,818人、高齢化率は35.8%となっています。今後も高齢化率は上昇傾向で推移すると予測されます。

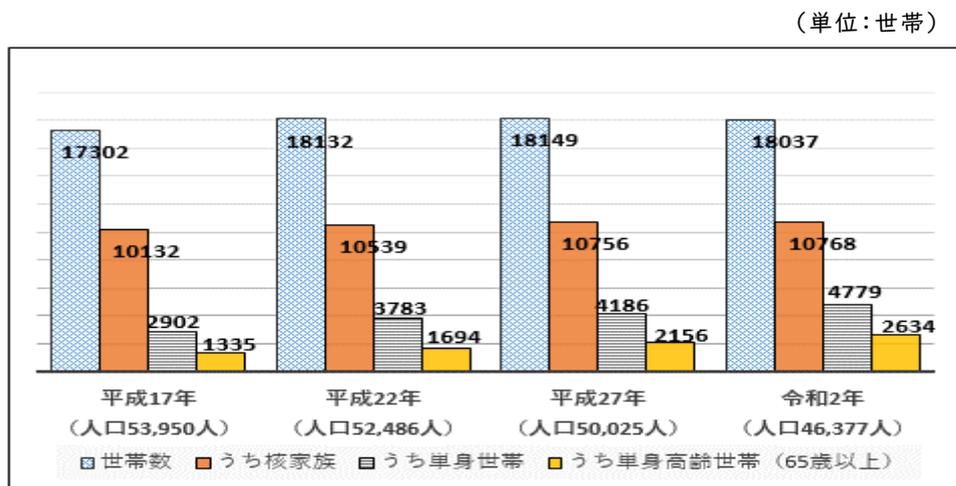


資料:住民基本台帳

(各年度10月1日現在)

**世帯構成の推移**

人口は減少傾向であるのに対し、核家族や単身世帯は増加傾向にあります。内訳を見ますと、核家族が半数以上を占め、単身世帯は増加しています。また、65歳以上の単身高齢世帯も年々増加し、世帯の小規模化、特に単身化が進んでいます。



出典:国勢調査

**少子高齢化の状況**

(単位:人)

区分	人口	高齢者人口	高齢者比率	子ども人口	子ども比率	
全国	125,120,000	36,390,000	29.1%	18,120,000	14.5%	
滋賀県	1,409,157	372,092	26.4%	230,832	16.4%	
高島市	47,009	16,818	35.8%	6,109	13.0%	
地域別	マキノ	5,299	2,295	43.3%	577	10.9%
	今津	10,991	3,918	35.6%	1,398	12.7%
	朽木	1,613	736	45.6%	152	9.4%
	安曇川	12,470	4,374	35.1%	1,620	13.0%
	高島	5,894	2,189	37.1%	788	13.4%
	新旭	10,742	3,306	30.8%	1,574	14.7%

出典:総務省人口推計(一部概算値)、滋賀県の人口と世帯数、住民基本台帳 (令和3年10月1日現在)

## 2. 要支援・要介護認定者\*の状況

介護保険制度における要支援・要介護の認定者数は、高齢者人口（介護保険被保険者数）の増加に伴い、平成28年度の3,033人から令和2年度には3,403人と増加しています。また、高齢者人口に占める認定者の割合も平成28年度の18.6%から令和2年度には20.3%に増加しています。

介護保険被保険者数および認定状況

(単位:人)

年 度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
第1号被保険者数		16,308	16,415	16,571	16,667	16,769
要 支 援 ・ 要 介 護 認 定 者 数*	総数	3,033	3,215	3,316	3,374	3,403
	要支援1	450	549	655	669	642
	要支援2	429	456	462	455	448
	要介護1	698	755	739	746	781
	要介護2	475	484	472	450	443
	要介護3	374	380	373	394	389
	要介護4	363	335	375	391	435
	要介護5	244	256	240	269	265
第1号認定者率		18.6%	19.6%	20.0%	20.2%	20.3%

資料:長寿介護課

(各年度3月末現在)

## 3. 障害者手帳交付者の状況

障がいのある人の人数について、それぞれの手帳所持者数を、平成28年度と令和2年度で比較してみると、身体障害者手帳所持者は2,432人から2,205人に減少し、療育手帳の所持者が590人から684人に、精神障害者保健福祉手帳所持者が345人から356人に増加しています。特に、療育手帳所持者が年々増加している状況です。

障害者手帳交付状況

(単位:人)

手帳種別	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
身体障害者手帳	2,432	2,410	2,249	2,225	2,205
療育手帳	590	605	627	652	684
精神障害者 保健福祉手帳	345	339	350	355	356

資料:市障がい者計画

(各年度3月末現在)

## 4. 子ども人口の状況

18歳未満の子どもの人口は、平成29年度の6,896人から令和3年度には6,109人に減少し、人口に対する比率も平成29年度の13.8%から令和3年度には13.0%に減少しています。子育て世代人口の減少が続けば、出生数も伸び悩み、ますます子ども人口の減少が予測されます。

子ども人口の状況

(単位:人)

年 度		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
市人口		49,838	49,132	48,348	47,744	47,009
年 齢 別	子ども総数	6,896	6,684	6,472	6,298	6,109
	0~2歳	879	875	874	836	802
	3~5歳	1,007	967	889	885	884
	6~8歳	1,179	1,118	1,073	1,003	952
	9~11歳	1,179	1,190	1,167	1,170	1,102
	12~14歳	1,270	1,228	1,216	1,164	1,165
	15~17歳	1,382	1,306	1,253	1,240	1,204
市人口対比率		13.8%	13.6%	13.4%	13.2%	13.0%

資料:住民基本台帳

(各年度10月1日現在)

## 5. ひとり親家庭の状況

ひとり親世帯は、母子世帯の割合が多く、令和2年度では全体の87.4%を占めています。

### ひとり親世帯の推移

(単位:世帯)

	平成 17年度	平成 22年度	平成 27年度	令和 2年度
合計	263	286	303	231
母子世帯	236	261	270	202
父子世帯	27	25	33	29

出典:国勢調査

## 6. 生活困窮者の状況

生活困窮の概念は、社会的孤立や孤独、心身の障がい・不安、社会的排除や摩擦をも含む広範囲を意味するものに発展しています。そのため、生活困窮者の定義も幅広くとらえ見直していく必要があります。

本市においても、次表が示すとおり様々な困りごとを抱えた人々が存在することが推測されます。平成26年度に開設した自立相談支援機関「つながり応援センターよろず\*」には、毎年100件を越える新規相談が寄せられており、近年の社会情勢の変化により、令和2年度には486件の相談がありました。その要因や事情、困窮の程度は様々であり、個別かつ総合的に状況や課題を把握し、関係機関と連携した包括的支援を展開することが求められています。

また、若者や中高年のひきこもり\*、独居高齢者などにみられるような、相談や支援にまったくつながっていない事例を含め、社会的援護を必要とする潜在的な困窮者が数多く存在していると予想されます。行政と各種の相談支援機関が連携し、こうした人々の実態把握と働きかけ、関係者による伴走支援が必要です。

高島市における生活困窮者の状況を把握するための参考データ

No.	関 連 項 目	件数・人数	期間・時点	情 報 元
1	消費生活・多重滞納相談者数	323 件	令和 2 年度	市民課
2	生活保護相談件数	174 件	令和 2 年度	社会福祉課
3	生活保護受給世帯数	294 件	令和 3 年 3 月末	社会福祉課
4	自立相談支援機関相談件数	486 件	令和 2 年度	市社会福祉協議会
5	法外援護小口資金貸付事業利用者数	14 件	令和 2 年度	市社会福祉協議会
6	児童扶養手当受給者数	305 人	令和 3 年 3 月末	子ども家庭相談課
7	要保護・準要保護認定率 (就学援助認定率)	小学生 9.67% 中学生 11.14%	令和 2 年度	学事施設課
8	市県民税滞納者数	603 人	令和 3 年 3 月末	納税課
9	国民健康保険税滞納者数	901 人	令和 3 年 3 月末	納税課
10	後期高齢者医療保険料滞納者数	44 人	令和 3 年 3 月末	保険年金課
11	介護保険料滞納者数	150 人	令和 3 年 3 月末	長寿介護課
12	水道料金滞納者数 ※使用中水栓のみ	309 人	令和 3 年 3 月末	上下水道課
13	下水道使用料滞納者数 ※使用中水栓のみ	352 人	令和 3 年 3 月末	上下水道課
14	市営住宅使用料滞納者数	86 人	令和 3 年 3 月末	都市政策課
15	高島市民病院医療費滞納者数	278 人	令和 3 年 3 月末	高島市民病院医事課

## 7. その他支援や配慮を要する人の状況

虐待は、様々な要因から、どの家庭でも起こりうることです。子ども虐待は、子どもの発達課題や育てにくさ、保護者の疾病や家庭内でのストレスなどを要因として生じます。また、障がい者虐待や高齢者虐待は、長期にわたる介護ストレスや精神的・経済的な負担や不安などを要因として生じます。これらは、家庭や施設内で起こることも多く、表面化しにくいことがあり、場合によっては、不登校や自殺につながってしまうこともあります。

こうしたことが起こらないよう未然防止に努めるとともに、早期発見、早期対応が求められています。

### 高島市におけるその他支援や配慮を要する人の参考データ

No.	関連項目	件数・人数	期間・時点	情報元
1	高島市社協法人後見受任件数	7件	令和3年3月末	市社会福祉協議会
2	地域福祉権利擁護事業*契約者数	85件	令和3年3月末	市社会福祉協議会
3	高齢者虐待認定対応件数 (養介護者・養介護施設従事者)	66件	令和3年3月末	地域包括支援課
4	高齢者虐待通報件数 (養介護者・養介護施設従事者)	45件	令和2年度	地域包括支援課
5	障がい者虐待認定人数	17人	令和3年3月末	障がい福祉課
6	障がい者虐待通報件数	7件	令和2年度	障がい福祉課
7	児童虐待認定人数	211人	令和3年3月末	子ども家庭相談課
8	児童虐待通告件数	109件	令和2年度	子ども家庭相談課
9	小中学校不登校児童生徒の在籍率	小学校 1.34% 中学校 3.05%	令和2年度	学校教育課
10	自殺者数	13人	令和2年	人口動態調査

## 第3章 地域福祉計画（第3次）の成果と課題

第3次計画（平成29年度～令和3年度）では、次の5つの基本目標を定めて、地域福祉に関する具体的な施策について取組を進めました。

基本目標ごとの主な取組とその成果・課題は次のとおりです。

### 基本目標1. 安全な地域をつくろう！

#### 地域防災体制の確立と活動の充実

- 【成果】・見守り活動や要支援者が参加する避難訓練に取り組む地域が見られた。
  - ・防災ボランティアが定着し、出前講座などによる意識の向上が図れた。
- 【課題】・人材不足等により防災や見守りの活動に取り組めない地域がある。
  - ・ボランティアが固定化、高齢化し、活動の継続が心配されている。
  - ・施設や事業所、企業との災害時のネットワーク強化が求められている。

#### 災害時における避難行動要支援者\*への支援

- 【成果】・要支援者名簿を随時更新し、個別支援計画の作成が進んだ。
- 【課題】・支援者の不在等により、個別支援計画の作成が進まないケースがある。
  - ・在宅療養者の個別支援計画の検討を進める必要がある。

### 基本目標2. 助け合いで地域をつくろう！

#### 地域での見守り・助け合い活動の推進

- 【成果】・計画期間中新たに3の区・自治会に福祉推進委員会\*が設置されたことで、市内203のうち167の地区への設置が進んだ。
  - ・見守り会議\*により、福祉推進委員会\*と専門職との連携が進んでいる。
- 【課題】・福祉推進委員会\*の設置や、助け合い活動が進まない地域がある。
  - ・自治組織の無い地域における見守り・助け合い活動のあり方を検討する必要がある。

#### 出会いと交流の場づくりの推進

- 【成果】・区・自治会でのサロンや身近な集いの場の設置が進んだ。
  - ・子ども食堂\*や地域食堂が、市民ボランティアや住民福祉協議会\*等により実施されている。
  - ・マタニティカフェや子育てサロン、障がいのある人のサロンなど、様々

な当事者が集える場所が増えている。

- 【課題】・通いの場に参加できない人へのアプローチを検討する必要がある。  
・感染症対策などに配慮した居場所のあり方が必要とされている。

#### 支えあう体制づくりの推進

- 【成果】・空き家を活用した地域の居場所や、小地域での助け合い活動としての通いの場・移動支援の取組が生まれている。  
・子どもの居場所づくりに、企業や事業者の参画が増えている。  
・見守りネットワーク事業\*に取り組む企業や事業所が増えている。
- 【課題】・人口減少や高齢化の進行で地域活動の担い手が減少しており、担い手の育成や継続できる仕組みづくりが必要とされている。

### 基本目標3. みんなが主役の地域をつくろう！

#### 地域福祉の担い手づくり

- 【成果】・福祉推進委員会\*や住民福祉協議会\*では、研修や情報交換による人材育成の取組が進められている。  
・地区ボランティアセンター\*が6地域に設置されている。  
・社会福祉法人をはじめとする企業や団体の社会貢献活動が行われている。
- 【課題】・ボランティアをコーディネートする専任職員の配置や専門性向上が必要とされている。  
・地域のニーズに応じた活動と、企業や団体の社会貢献活動のマッチングの仕組みが必要とされている。

#### 福祉学習の推進

- 【成果】・小・中学校および高等学校では、様々な福祉学習に取り組んでいる。  
・「認知症サポーター」や「子育てサポーター」などの養成講座を通じて、地域福祉の意識向上や人材育成に取り組んでいる。
- 【課題】・福祉学習を家庭や地域に展開していく取組が必要とされている。  
・サポーターが活躍できる場をコーディネートする仕組みが必要とされている。

### 基本目標4. 住みやすい地域をつくろう！

#### 権利擁護支援や虐待対応体制の充実

- 【成果】・市の関係課や成年後見サポートセンター\*では、成年後見制度\*の利用など権利擁護に関する個別相談対応ができています。  
・市と関係機関が連携して子ども、障がい者、高齢者等の虐待対応ができて

ている。

- 【課題】・身寄りの無い単身世帯等の入所、入院時の支援や身元保証、死後事務等のサポートが必要となってきた。
- ・虐待対応や家族関係の改善に関わる支援者には、支援対象者の意思決定の尊重が求められている。

#### 誰もが暮らしやすい基盤整備の充実

- 【成果】・コミュニティバス\*の運行など、公共交通の維持に努めている。
- ・JR駅舎へのエレベーター設置など、公共施設のバリアフリー化を進めている。
- ・点字広報や音声広報による情報のバリアフリー化を進めている。
- 【課題】・人口減少に伴い利用者が減少する中で、持続可能な公共交通のあり方の検討が求められている。
- ・滞納者や保証人が無い人等「住宅確保要配慮者\*」に対する支援のあり方の検討が求められている。
- ・情報を自ら入手することが困難な情報弱者に情報を届ける方策の検討が求められている。

#### 就労支援の充実

- 【成果】・就労支援機関連絡会などにより、関係機関の連携が進んでいる。
- ・就労体験や就労準備支援といった支援のプログラムが増えている。
- 【課題】・早期発見、早期支援の仕組みづくりと支援者のスキルアップが必要とされている。
- ・商工関係者との連携の強化が必要とされている。

### 基本目標5. みんなの暮らしを支える地域をつくろう！

#### 多機関協働による包括的支援体制の充実

- 【成果】・児童発達支援センター\*が設置され、0歳からおおむね18歳の児童の発達に関する相談を包括的に受ける体制ができた。
- ・くらし連携支援室\*が設置され、関係機関の連携を推進する体制ができた。
- 【課題】・困りごとが表面化・深刻化するまでの予防的な支援が必要とされている。

#### 地域住民と専門職の連携強化

- 【成果】・見守り会議\*、セーフティネット連絡会\*などが整備され、関係機関と地域関係者とのコミュニケーションが図れている。
- ・生活支援コーディネーター\*が地域に配置され、通いの場や移動支援などの社会資源が創出されている。

【課題】・制度と地域の支え合い活動をつなぐ機会や、地域と協働できる専門職のスキルアップが必要とされている。

#### 生活困窮者自立支援の充実

【成果】・生活困窮者自立支援機関を中心に個別支援を行うとともに、様々な関係機関が連携した支援が充実している。

・ひきこもり\*が社会課題として認識され、生活困窮者自立支援制度による支援や、子ども若者支援地域協議会\*での支援が行われている。

【課題】・ひきこもり\*の問題では、支援を必要とする人の把握やアプローチ方法の検討が必要とされている。

#### 福祉人材の確保と育成

【成果】・介護人材確保対策協議会\*を設置し、福祉の職場説明会を毎年工夫しながら継続開催することで、採用につながっていると同時に、人材確保・育成・定着の一体的な取組を行うことができた。

・民間事業者に対する介護人材確保対策事業助成金を継続し、人材確保に活用されている。

・私立認定こども園に対する保育人材確保対策事業助成金を継続することで、人材確保につながっている。

【課題】・将来の福祉人材確保のために小中学校や高校での福祉学習など、子どもの頃からの取組が必要とされている。

・介護職の魅力や情報を発信することにより、介護職のイメージアップを図ることが必要とされている。

#### 限界集落における地域課題への対応

【成果】・事業者や社会福祉法人、住民団体などによる高齢者の移動支援や、買い物支援が始まっている。

【課題】・単独で集落機能を維持することが困難な地域が出てきている。

・人口減少や高齢化の進行により生活支援ニーズが年々変化している。



## 第4章 計画の基本理念・目標・方針

### 1. 基本理念

#### (1) 基本理念

市では、前計画である第3次計画策定後、障害者差別解消法や生活困窮者自立支援法などに基づく福祉制度の充実に加え、高齢者施策における生活支援コーディネーター\*の配置や地域包括ケアシステム\*を全世代・全対象に発展させる新しい包括的相談支援体制づくりに取り組んできました。

しかし、ダブルケア\*や 8050 問題\*といった同一世帯でいくつもの課題を複合的に抱える人や、縦割りの制度の狭間で支援の届かない人、また新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する人や社会的に孤立する人の急増など、地域福祉に関する課題やニーズはこれまでにないスピードで複雑化、多様化が進んでおり、これからは、これまでの価値観とは異なる時代を見据えた福祉のあり方を考えていかなければなりません。

そのためには、これまで以上に地域における生活課題を早期に発見し、それを市民・団体・事業者・行政などが「我が事」として共有し、その問題解決におけた様々な支援を必要とする人に届け、住み慣れた地域「丸ごと」で支え合う仕組みをつくり、それぞれが役割と生きがいをもって自分らしく暮らせるまちづくり、すなわち「地域共生社会\*の実現」を目指すことが必要です。

こうした考え方をもとに、第4次計画の基本理念は『「出会い・ふれあい・支え合い」で つむぎあえる まちづくり』と定めます。

### 計画の基本理念

「<sup>であ</sup>出会い・ふれあい・<sup>ささあ</sup>支え合い」で  
つむぎあえる まちづくり

※つむぐ：第2次高島市総合計画（2017～2026年度）では、健康・福祉分野の方針を『わけへだてなくつながりを「つむぎ」あえるまちづくり』と定めて、取り組んでいます。

## (2) 共通する視点

第1次計画において「基本的視点」として挙げた下記の5つの項目は計画策定における普遍的な視点であり、これを基本とします。

1 地域の個性尊重の視点	日常暮らしている身近な生活圏での福祉を重視すること
2 利用者主体の視点	福祉サービス利用者の選択の自由が確保され、権利擁護が維持されること
3 ネットワーク化の視点	保健・医療・福祉の総合化や多様なサービス提供者間のネットワーク化により、福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に供給されること
4 市民協働の視点	住民、事業者、行政、社会福祉協議会等の役割を踏まえながら、協働して地域福祉の実現にあたること
5 住民参加の視点	地域福祉の実現にあたっては、住民主体の取組を尊重し、そのためのさまざまな支援を図ること

今回の計画策定では、昨今の世界的な共通目標として多くの国で取り組まれている持続可能な開発目標（SDGs\*）の視点も取り入れます。

SDGs\*は、貧困や格差、気候変動等の課題解決に向け、国連加盟国が2030年までに取り組むべき17の目標です。

地域福祉の施策においても、目標1「貧困をなくそう」、目標2「飢餓をゼロに」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標16「平和と公正をすべての人に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」があてはまります。本計画の取組一つひとつが、持続可能な開発目標の達成につながっていきます。



## 2. 基本目標・地域共生社会実現プロジェクト

基本理念の『「出会い・ふれあい・支え合い」で、つむぎあえるまちづくり』を目指し、4つの基本目標と3つの地域共生社会実現プロジェクトを定めました。

基本目標では、福祉のまちづくりを進めるための「人づくり」「地域づくり」「つながりづくり」と、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる「安心・安全」な暮らしの基盤づくりに取り組みます。

地域共生社会実現プロジェクトでは、今後5年間で特に力を入れて推進する項目として、他分野・多機関との連携や地域における地域福祉活動との協働などに取り組みます。

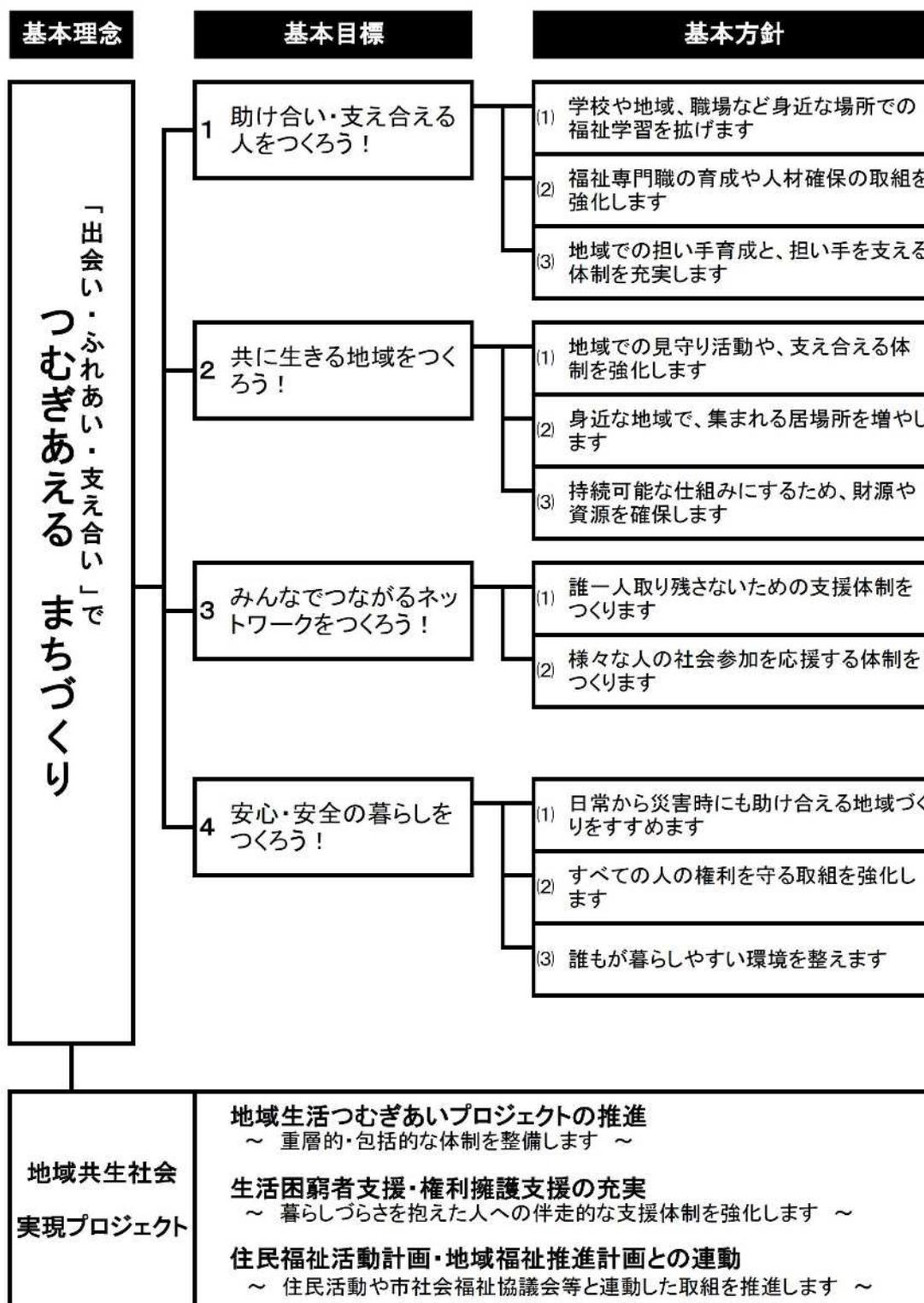
### (1) 基本目標

1. 助け合い・支え合える人をつくろう！
2. 共に生きる地域をつくろう！
3. みんなでつながるネットワークをつくろう！
4. 安心・安全の暮らしをつくろう！

### (2) 地域共生社会実現プロジェクト

1. **地域生活つむぎあいプロジェクト\*の推進**  
～重層的・包括的な体制を整備します～
2. **生活困窮者支援・権利擁護支援の充実**  
～暮らしづらさを抱えた人への伴走的な支援体制を強化します～
3. **住民福祉活動計画・地域福祉推進計画との連動**  
～住民活動や市社会福祉協議会等と連動した取組を推進します～

### 3. 計画の体系



## 第5章 基本施策の展開

### 1. 基本施策の展開

#### 基本目標1 助け合い・支え合える人をつくろう!

福祉のまちづくりを進めるうえで、一番大事な財産は「人」です。すべての人が、様々な機会を通じて地域福祉を学べる体制づくりに取り組むとともに、それぞれの持つ知識や経験を生かしながら、地域や職場で役割を担い、助け合い、支え合える人を育てます。

#### 基本方針1 学校や地域、職場など身近な場所での福祉学習を拡げます

地域で助け合い・支え合える人をつくるには、子どもの頃からの福祉学習の積み重ねが重要です。学校での学びを、学校だより等を通じて「家庭」へ拡げます。また、地域学校協働活動\*などに「地域」全体で取り組むことで、福祉学習に触れる機会を拡げます。

なお、福祉学習については、うつや依存症、ヤングケアラー支援などの新たな生活課題に関する学びの機会確保について検討します。

また、企業の社会貢献活動と連携した取組などを推進することにより、地域貢献の意識向上や将来の地域を担う人材育成を図ります。

#### ポイント(取組)

- 学校や公民館、地域での福祉学習の推進
- 情報発信の強化
- 企業の社会貢献活動との連携



#### 【主な取組】

※ ◎は主となる部署、○は関係する部署

取組	取組内容	関係部署	個別計画
福祉学習の推進	・家庭や地域への拡がりを意識した関係機関による学校における福祉学習について、学習項目の増加や協働開発に取り組みます	◎学校教育課 ○社会教育課 ○市民協働課 ○障がい福祉課 ○高齢者支援課 ○市民課	障がい者プラン 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校では、職場体験活動などに取り組みます。</li> <li>・子どもを通じた家庭への発信を推進し、保護者に対する理解促進を合わせて図ります（学校だより等）</li> </ul>	○市社協地域福祉課	地域福祉推進計画 住民福祉活動計画 (6地域)
出前講座の実施	・区・自治会、小グループ、団体に向けたふくしの出前講座を実施します	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市社協地域福祉課</li> <li>○高齢者支援課</li> <li>○健康推進課</li> <li>○防災課</li> <li>○高島市民病院</li> </ul>	地域福祉推進計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 健康増進計画
地域学校協働活動*の推進	・地域が学校へ、子どもが地域へ参画し、地域と学校や子どもが協働した活動により、子どもの学びと成長を支えるとともに地域づくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎社会教育課</li> <li>○学校教育課</li> </ul>	地域福祉推進計画
企業の社会貢献活動との連携	・企業の社会貢献活動と地域の福祉学習との連携を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎総合戦略課</li> <li>○学校教育課</li> <li>○商工振興課</li> <li>○社会福祉課</li> <li>○市社協地域福祉課</li> </ul>	地域福祉推進計画

**わたしや地域ができること**

- ・福祉学習やふくしの出前講座に参加して、福祉について学びます
- ・子どもたちとともに積極的に地域活動に参加します
- ・企業や法人として、社会貢献活動や地域と連携した活動に取り組みます
- ・保護者は、福祉や支えあえる地域づくりについて学びます
- ・保護者は、子どもが実際に見て触れる福祉学習の機会が持てるよう働きかけます
- ・小学校から高校までの間、福祉学習が継続されるように働きかけます
- ・子どもは、自分で出来ることや役割を考えて、地域の活動に参加します
- ・子どもや大人と一緒に参加できる、地域福祉を考える機会を作ります

**基本方針2 福祉専門職の育成や人材確保の取組を強化します**

令和3年度から、市内の高等学校に福祉等を学べる学科が新設され、人材育成の環境が整いました。福祉学習や介護と福祉の就職フェアなどの様々な機会を通じて、福祉の職場や専門職の「魅力・やりがい」を広く発信し、人材の育成、確保を図ります。

また、キャリアアップのための研修の充実、ICT\*を活用した業務の効率化などを支援するとともに、短時間勤務制度の導入など仕事を続けやすい労働環境の整備についても検討します。

さらに、外国人人材の活用など新たな人材確保の取組や効果的な検証方法の在り方についても検討します。

**ポイント(取組)**

- 福祉専門職の魅力発信による人材確保
- 人材養成研修の実施
- 職場環境の整備

**【主な取組】**

取組	取組内容	関係部署	個別計画
介護人材確保対策協議会*の充実	・施策の企画や関係機関との連携・調査等を行い人材確保に関する取組を推進します ・福祉専門職との交流や介護の職場体験を通して、介護職の魅力発信の取組を推進します	◎高齢者支援課 ○障がい福祉課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン
介護と福祉の就職フェアの開催	・介護・福祉人材センターやハローワークと連携し、福祉専門職の魅力発見や就活サポートを推進します	◎高齢者支援課 ○障がい福祉課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン

<p>専門職確保に向けた助成金制度の活用</p>	<p>・保育人材確保対策事業や介護人材確保対策助成事業を活用し、福祉専門職の人材を確保、育成するための施策等を推進します</p>	<p>◎幼児保育課 ◎高齢者支援課 ○障がい福祉課</p>	<p>子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン</p>
<p>介護・福祉人材確保と定着の推進</p>	<p>・多職種連携による講座やスキルアップ研修により、職員のキャリアアップを推進します ・ハラスメント*研修等により安心安全に働ける職場環境整備を推進します ・介護ロボットや ICT*推進、学生アルバイトの活用や短時間勤務制度*などにより介護職員の負担軽減や効率化を推進します</p>	<p>◎高齢者支援課 ○障がい福祉課</p>	<p>高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン</p>

**わたしや地域ができること**

- ・子どもたちの夢（介護や福祉の専門職になりたい）を応援します
- ・働きやすい福祉の職場を目指します
- ・大人は、子どもに地域づくりや未来に向けたメッセージを伝えます
- ・地域で一緒に何かをする機会をつくることで、福祉を学べる機会を作ります

**基本方針3**

**地域での担い手育成と、担い手を支える体制を充実します**

暮らしの中の困りごとは、制度やサービスで解決できることばかりではありません。そうした困りごとの解決に重要なのが、地域福祉の担い手やボランティアの人たちの活動です。高齢になっても、自らの得意分野でチカラを発揮し、人のために役立つことができれば、活動意欲も高まり、地域福祉の担い手として活躍できます。個々が持つチカラを地域のチカラにつなげていくため、活躍の場のすそ野を拡げていくことや活動に参加しやすい仕組みづくりに取り組むとともに、こうした活動をコーディネートする人材や組織の育成を進めます。

また、担い手の高齢化が進む中で、次世代の育成や、新たな担い手の確保についても検討します。

## 🏠ポイント(取組)

- 新たな担い手の育成支援と活動しやすい仕組みづくり
- 様々な地域活動をコーディネートできる人材の育成

### 【主な取組】

取組	取組内容	関係部署	個別計画
ボランティアセンターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア講座の実施、活動支援等により地区ボランティアセンター*の機能の強化を進めます</li> <li>・専任のボランティアコーディネーター*を配置し、コーディネーター学習会を実施します</li> <li>・地域貢献までコーディネートできる施設職員の養成を行います</li> </ul>	◎市社協地域福祉課	地域福祉推進計画
ボランティアセンター事業の推進  市民協働交流センター*事業の推進  (活動しやすい仕組みづくり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動について情報発信を強化します</li> <li>・主体的に活動できる大人や子どもを増やし、住民の交流や活動を支援することで、支え手の育成促進に努めます</li> <li>・ボランティアセンターと市民協働交流センター*、住民自治協議会*との連携を促進し、お互いの強みを活かした取組を進めます</li> </ul>	◎市社協地域福祉課 ◎市民協働課 ○社会教育課 ○高齢者支援課 ○社会福祉課	地域福祉推進計画 住民福祉活動計画(6地域)
福祉推進委員会*への支援  住民福祉協議会*の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉推進委員会*の組織化支援に取り組みます</li> <li>・住民福祉協議会*の活性化に努めるとともに、住民福祉協議会代表者会議を設置して、連絡会議や研修会を実施し、情報共有、連携強化に取り組みます</li> </ul>	◎市社協地域福祉課	地域福祉推進計画 住民福祉活動計画(6地域)

### わたしや地域ができること

- ・地域やボランティアの活動に参加し、みんなで地域を盛り上げます
- ・様々な住民福祉活動の取組について、広くみなさんにお知らせします
- ・子どもは、自分のやりたい、やってみたいことを大人に伝え、大人は応援します
- ・若者は、自分なりに感じたり考えたりしながら、地域の活動に参加します
- ・年配者は、若者が活躍できる機会を作って、応援します
- ・地域では、福祉に限らない多様な人が各自の得意を持ち寄ります
- ・地域では、暮らしに必要な福祉の情報を学んで必要な人に伝えます
- ・世代を超えてみんなで集まり、それぞれが出来ることを一緒に考えます

## 基本目標2 共に生きる地域をつくろう!

普段の生活を営むうえで、最も長く過ごすのは家や身近な「地域」です。隣近所の人や、日々の活動を通じて出会う様々な立場の人との交流の中で、お互いの立場を理解し、信頼し合える関係を深めながら、互いに支え合うことができる地域づくりに取り組めます。

### 基本方針1 地域での見守り活動や支え合える体制を強化します

少子高齢化や世帯の単身化などが進行する中で、高齢者や障がい者、子どもがいる世帯など、地域における日常的な見守りや生活面での手助け（買い物、ゴミ出し、移動支援など）の必要な世帯が増加傾向にあります。

特に買い物・通院、冬期の除雪など、これまで地域や家族の助け合いでできていたことが困難になる問題が顕在化しています。また、地域とのつながりがなく、SOSを発信できずに孤立し、問題が深刻化するケースもあります。

一方で、地域の役に立ちたいと考える子どもや元気な高齢者、地域での居場所づくりなどを積極的に行う人もいます。

地域のすべての人が「支える」「支えられる」といった関係性を超えて、互いを気にかけて、さりげない見守りやちょっとした手助けをきっかけに、一人ひとりの課題を早期に発見し、支え合える体制をつくります。

#### ●見守り活動とは

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう近隣者や関係機関、事業者などが行う「さりげない見守り」、「声かけ活動」などのこと



## ポイント(取組)

- 見守りネットワーク活動\*の推進
- 生活支援体制整備の推進
- 民生委員・児童委員\*活動との連携
- 住民福祉協議会\*・住民自治協議会\*との連携強化

### 【主な取組】

取組	取組内容	関係部署	個別計画
見守りネットワーク活動*の充実	・区・自治会、民生委員・児童委員*、福祉推進委員会*が連携・協力して取り組む見守りネットワーク活動*の普及を支援します	◎市社協地域福祉課 ○高齢者支援課 ○障がい福祉課 ○社会福祉課 ○健康推進課	地域福祉推進計画 住民福祉活動計画(6地域)
見守り会議*の推進	・区・自治会での見守り会議*に市の関係課や専門機関の職員が出向いて情報交換を行い、地域生活課題の把握やその解決、新たな支援の取組等について共に考えます	◎市社協地域福祉課 ○健康推進課 ○高齢者支援課 ○市民協働課 ○各支所	地域福祉推進計画
協力事業者との連携による見守りネットワーク事業の推進	・事業者との協定を進め、協力事業者の日常業務を通した見守り、気づき、発見を地域の安心につなげます	◎社会福祉課 ◎高齢者支援課 ◎市社協地域福祉課	地域福祉推進計画
生活支援体制の整備(ネットワークづくり)	・第1層(市域)における地域課題の検討および高齢者の社会参加や支え合いのしくみ、関係機関のネットワークづくりを進めます ・各地域の活動状況を把握し、第2層(中学校圏域)において、住民団体やサービス提供者などが地域で必要な社会資源について情報共有や検討を進め、住民の主体的な活動が活発になるよう支援します	◎高齢者支援課 ○市社協地域福祉課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画

<p>民生委員・児童委員*活動との連携</p>	<p>・地域での声かけや見守り、訪問活動による安心安全な地域づくりの活動を支援します ・地域と連携した活動を推進できるよう、区・自治会をはじめとして、広く民生委員活動の周知に取り組みます</p>	<p>◎社会福祉課 ○環境政策課 ○市社協地域福祉課</p>	<p>地域福祉推進計画</p>
<p>住民福祉協議会*との連携</p>	<p>・セーフティネット連絡会*を通して、住民と専門職の話し合いの場を持ち、地域生活課題の解決に取り組めます</p>	<p>◎市社協地域福祉課 ○高齢者支援課 ○健康推進課 ○障がい福祉課 ○社会福祉課 ○こども家庭センター ○市民協働課 ○各支所</p>	<p>地域福祉推進計画 住民福祉活動計画(6地域)</p>
<p>新たな住民自治の仕組みづくり(住民自治協議会*との連携)</p>	<p>・区・自治会や一つの団体だけでは対応できなくなってきた地域課題について、住民がその解決策を主体的に検討するなど、暮らしやすい地域の実現に向けた仕組みづくりを進めます ・自治会のない地域や自治会未加入者の問題について、住民自治協議会*と協働し、地域の支え合いの取組を進めます</p>	<p>◎市民協働課 ○各支所</p>	<p>地域コミュニティ推進指針 地域福祉推進計画</p>

**わたしや地域ができること**

- ・安心して暮らせるよう、あいさつとさりげない見守りに取り組みます
- ・困りごとへのちょっとした支援(ゴミ出しなど)等から始めます
- ・区・自治会の見守り会議\*など、住民主体、地域ぐるみの取組を中心に、地域課題の把握や解決に努めます
- ・子どもも高齢者も、それぞれにお互いを気にかけてあう取組を続けます
- ・大人は、子どもが主体的に地域活動に参加できるような機会をつくります
- ・個人だけでなく、地域全体で地域福祉活動を推進します
- ・地域とのつながりが途切れないように、日頃からの声かけを大切にします
- ・地域行事への参加や、ご近所との会話を大切にします
- ・誰かの困りごとや地域の課題に気づいた時に、出来ることからやってみます

**基本方針2 身近な地域で、集まれる居場所を増やします**

住民の地域活動を推進するには、地域のプラットフォーム\*となる活動拠点の確保が重要であることから、産業や教育、まちづくり等の福祉に限らない多様な分野の人と人、人と社会資源のつながりを構築しつつ、様々な主体と連携し、既存施設の有効活用などにより、集える場所の整備に努めます。

**ポイント(取組)**

- 地域福祉活動拠点の整備支援
- 既存施設等の利活用の推進

**【主な取組】**

取組	取組内容	関係部署	個別計画
生活支援体制の整備(通いの場づくり)	・既存施設を活用し、地域の実情や住民のニーズに基づき生活支援体制整備協議体などにおいて新たな通いの場づくりを検討し、住民主体の通いの場の立ち上げなどを支援します	◎高齢者支援課 ○市社協地域福祉課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画 地域福祉推進計画
地域活動支援センター*の充実	・創作活動や地域交流の機会を提供することにより障がいのある人が、地域で過ごせる居場所の充実を図ります	◎障がい福祉課	障がい者プラン
地域子育て支援拠点事業*の充実	・子育て中の人たちの交流を目的に、未就園児とその保護者が集い、語り合える交流の場の充実を図ります	◎子育て政策課 ○健康推進課 ○幼児保育課	子ども・子育て支援 あくしよん・ぷらん
みんなの居場所の充実	地域や対象者を限定しない、誰でも気軽に立ち寄れるゆるやかに開かれた居場所。様々な人が集い、つながることで交流や役割が生まれる場所が、地域に増えていくように働きかけます。	◎社会福祉課 ○健康推進課 ○高齢者支援課 ○障がい福祉課 ○こども家庭センター ○市民協働課 ○各支所	地域福祉推進計画

		○市社協地域福祉課 ○市社協相談支援課	
--	--	------------------------	--

**わたしや地域ができること**

- ・地域のサロンやカフェなど、誰でも気軽に集える身近な場所を運営します
- ・様々な集える場所に参加して、地域や人とつながります
- ・地域で集まり、つながるイベントを、無理のない範囲で継続的に行います
- ・お寺などなじみのある場所は、みんなの拠り所として、地域の拠点になるよう活用します
- ・子どもや高齢者がまじりあって参加できる、地域の居場所を増やします
- ・居場所では、困っている人がいたらその人の話を聞きます

**基本方針3 持続可能な仕組みにするため、財源や資源を確保します**

地域の住民福祉活動で必要となる財源については、今後、公的な交付金、助成金だけでなく、寄附や共同募金なども活用し、安定的に確保していきます。

また、社会福祉法人の地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働を促進します。

**ポイント(取組)**

- 共同募金やふるさと納税による財源の確保
- 社会福祉法人による地域貢献活動との協働
- ニーズに応じた新たな社会資源の開発



**【主な取組】**

取組	取組内容	関係部署	個別計画
赤い羽根共同募金との連携	・財源確保に向けて、共同募金委員会との連携を進めます	◎市社協地域福祉課 ○社会福祉課	地域福祉推進計画
ふるさと納税の活用	・郵便局等と連携した見守り活動やフードバンク*活動等と連携した生活支援にふるさと納税を活用します	◎総合戦略課 ○環境政策課 ○農業振興課 ○高齢者支援課 ○社会福祉課	

社会福祉法人等による地域貢献活動との協働	・社会福祉法人が持つ人材や資源を活用した地域貢献活動と協働します ・NPO法人や企業が行う地域貢献活動等との連携や協働方法について検討します	◎市社協相談支援課 ○社会福祉課 ○市社協地域福祉課	地域福祉推進計画
ファンドレイジング*の活用	・クラウドファンディング*など、新たな財源確保の方策を検討します	◎市社協地域福祉課	地域福祉推進計画

**わたしや地域ができること**

- ・募金やクラウドファンディング\*などに、可能な範囲で協力します
- ・企業や法人として、地域貢献活動に取り組みます
- ・社会福祉法人は、地域や個人の取組を応援します

**基本目標3 みんなでつながるネットワークをつくろう!**

本当に困った時やどうしようもない時でさえ、自ら相談ができない、誰にも頼れない人がいます。これらの人と「つながる」ために、地域と専門職が、また、様々な支援機関同士がつながるネットワークを構築し、ひとりの困りごとをみんなで解決するための仕組みをつくります。

**基本方針1 誰一人取り残さないための支援体制をつくります**

地域社会を取り巻く環境の変化などにより、住民の抱える地域生活課題や福祉ニーズが多様化、複雑化していることを踏まえ、包括的な支援体制を整備するための取組が必要です。

多様な困りごとに対して適切な機関につなげるためには、多機関・他分野の関係機関同士のネットワークづくりが求められています。

しかし、相談体制の充実を行っても、困りごとを抱えた人が相談に行けるとは限りません。世帯の単身化、家族機能や地域力が低下しているなかで、潜在的な課題が重度化するまで発見されないという状況も起こっています。気になる住民の困りごとに気づき、その人の暮らしを支えていける総合的な仕組みづくりや個別の問題を地域の生活課題とし、対策や予防に取り組む地域づくりを官民協働で推進します。

特に、複合する生活課題や既存制度の支援対象とならない生活課題を抱えた人への支援や、子ども若者支援、子育て支援に関する関係機関の役割の整理や連携の促進を図ります。

## ポイント(取組)

- 多機関協働による支援体制の整備
- 庁内連携の充実
- 他分野連携の推進

### 【主な取組】

取組	取組内容	関係部署	個別計画
地域生活つむぎ あいプロジェクト *の推進	本計画「地域共生社会実現プロジェクト(45ページ)」に記載	◎社会福祉課 ○市関係各課 ○市社協相談支援課 ○市社協地域福祉課	地域共生社会実現プロジェクト(45ページ)
子どもや子育て 家庭、若者に関する 包括的な相談支援体制の 充実	・こども家庭センター*を中心に、 さまざまな問題を抱える子ども、 家庭や若者を切れ目なく支援する体 制づくりに努めます	◎こども家庭センター ○子育て政策課 ○健康推進課 ○児童発達支援センター ○学校教育課 ○障がい福祉課 ○社会福祉課	子ども・子育て支援 あくしょん・ ぷらん 障がい者 プラン

#### わたしや地域ができること

- ・困った時に相談できる、SOSが出せるよう、地域での関係づくりに努めます
- ・困っている人を見かけたら、ひとりで抱え込まずに関係機関に相談します

### 基本方針2

様々な人の社会参加を応援する体制をつくります

家族や親族による相互扶助機能が弱まり、地域住民相互のつながりも希薄化するなど、家族や地域社会のつながり方や関わり合いが大きく変容しています。そのよ

うな状況を背景に広がる孤立から、老老介護\*やヤングケアラー\*、子ども・障がい者・高齢者への虐待、うつ・自殺、依存症など、さまざまな問題を複合的に抱え孤立している人が増加しています。

就労支援や家計改善支援などの生活困窮者支援に加え、社会的孤立を解消するため、社会活動、地域活動へ参加するきっかけづくり、つながりづくりなどの伴走型支援に取り組みます。

また、被災者や犯罪被害者のための支援や、罪を犯した人の再犯防止、社会復帰支援を進めます。さらに、障がいや認知症、うつや依存症などに対する地域理解を深めるための啓発に取り組みます。

### 🏠ポイント(取組)

- 生活困窮者自立支援の推進
- ひきこもり\*支援・就労支援等の充実
- 再犯防止施策の推進

#### 【主な取組】

取組	取組内容	関係部署	個別計画
生活困窮者自立支援の充実	本計画「地域共生社会実現プロジェクト(55ページ)」に記載	◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課 ○市関係各課	地域共生社会実現プロジェクト(55ページ)
障がいのある人、働きづらさを抱えた人への就労支援	・安定的就労に向けて、プラン作成、定着支援を行います ・就労体験や就労訓練など、働きづらさを抱える人の新たな就労の場の開拓を進めます	◎障がい福祉課 ◎社会福祉課 ◎こども家庭センター ○商工振興課	障がい者プラン
働きやすい職場環境づくりの推進	・企業に対して、人権や公正かつ適正な採用について啓発を行い、だれもが安心して就労できる職場環境づくりを進めます	◎商工振興課 ○観光振興課 ○人権施策課 ○社会教育課	
地域雇用の活性化の推進	・市内での雇用確保に向け、市と地域の経済団体で構成する「高島地域雇用創造協議会」等と連携し、新たな雇用の創出を進めます	◎商工振興課	事業構想書

再犯防止関連事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支援するため、再犯防止施策を推進します</li> <li>・地域における更生保護の活動拠点である高島市更生保護サポートセンター*の運営支援を通じ、保護司会、更生保護女性会などが行う活動を支援します</li> </ul>	◎社会福祉課	再犯防止計画
犯罪被害の防止や犯罪被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と警察署が連携して、特殊詐欺等の犯罪被害や交通事故防止に取り組めます</li> <li>・犯罪被害者への見舞金の支給や関連機関と連携した心のケアを実施します</li> <li>・「こども110ばん*」等により、犯罪の防止や地域の防犯意識の向上を図ります</li> </ul>	◎市民課 ○社会教育課	子ども・子育て支援 あくしよん・ぷらん
医療的ケア児*の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な子どもが保育や教育、生活において、ライフステージ*に応じた支援を受けることができる体制の充実を図ります</li> <li>・保護者や家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児者が地域で安心して過ごせるサービスの充実に努めます</li> </ul>	◎障がい福祉課 ◎幼児保育課 ◎児童発達支援センター ◎学校教育課 ○健康推進課 ○高島市民病院 ○訪問看護ステーション	障がい者プラン 子ども・子育て支援 あくしよん・ぷらん
ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）*への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとその家庭に関わる機関が、子どもの権利擁護の視点を持ち、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます</li> </ul>	◎こども家庭センター ○子育て政策課 ○学校教育課 ○高齢者支援課 ○障がい福祉課 ○社会福祉課	子ども・子育て支援 あくしよん・ぷらん 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
高齢障がい者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害サービスから介護保険サービスへの円滑な移行をすることにより、高齢となった障がいのある人の生活の安定を支援します</li> </ul>	◎障がい福祉課 ◎高齢者支援課 ○介護保険課 ○訪問看護ステーション	障がい者プラン 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

#### わたしや地域ができること

- ・障害のある人や働きづらさを抱えた人など、誰もが安心して働くことができる職場となるよう、一人ひとりが職場の環境づくりに努めます
- ・介護や病気、障がいなど、様々な事情により暮らしづらさを抱えている人が身近にいることを理解するなど、社会的課題について正しく学びます
- ・企業は、従業員の地域活動や社外活動を応援します
- ・地域や企業は、若者が活躍できる機会を応援します
- ・孤立する人を減らすため、地域全体で助け合いの意識を醸成します
- ・地域へ障がい理解について啓発します
- ・障がいがあってもできることを、地域の人と一緒に取り組みます

### 基本目標4 安心・安全の暮らしをつくろう！

災害による被害、障がいや認知症の発症など、予期せぬ事態の発生により、今までどおりの暮らしを続けられなくなる可能性は誰にでもあります。そんな時でも、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「安心・安全」な暮らしの基盤を整備します。

#### 基本方針1

#### 日常から災害時にも助け合える地域づくりをすすめます

大規模な災害が発生した時には、公的支援が行き届くまで時間を要することから、自助・共助のしくみが重要となるため、区・自治会における自主防災組織など、共に助け合う体制の強化を支援します。

また、地域や関係機関、行政が一体となって、災害時に自力での避難行動が困難な高齢者や障がい者への個別避難計画の作成と活用の取組を推進します。

さらに、災害に対する備えだけでなく、日ごろから互いに顔の見えるつながりづくりを進め、地域の助け合い、支え合いの力を高めます。

#### ポイント(取組)

- 災害時における避難行動要支援者\*への避難支援体制の充実
- 地域自主防災組織等への活動支援

【主な取組】

取組	取組内容	関係部署	個別計画
防災と保健・福祉・医療の連携による避難行動要支援者*の避難支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者*名簿を作成(更新)するとともに、災害時の避難行動が円滑に進むよう、関係者と連携して、避難行動要支援者*の個別避難計画の作成と活用を推進します</li> <li>・庁内外の委員で構成する「高島市個別避難計画作成推進協議会」を設置し、個別避難計画作成の推進のための情報共有や今後の方向性を検討します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎社会福祉課</li> <li>◎防災課</li> <li>○障がい福祉課</li> <li>○介護保険課</li> <li>○高齢者支援課</li> <li>○健康推進課</li> <li>○訪問看護ステーション</li> <li>○高島市民病院</li> <li>○消防本部</li> <li>○社協地域福祉課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画</li> <li>障がい者プラン</li> <li>高齢者福祉計画・介護保険事業計画</li> </ul>
災害時の支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、民間の活動と協働し、災害時相互応援協定の締結など、高齢者や障がいのある人がいざという時に支援が受けられる仕組みづくりを推進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎防災課</li> <li>○障がい福祉課</li> <li>○介護保険課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画</li> <li>障がい者プラン</li> <li>高齢者福祉計画・介護保険事業計画</li> </ul>
災害時の医療連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内3病院が連携して、在宅療養患者、災害時要支援患者のリストを作成、共有するとともに、災害時における重症患者の受け入れ体制などを整備します</li> <li>・災害時の医療連携に必要な市の持つ各種情報を突合します</li> <li>・医療的ケア児者の個別避難計画の作成と活用を推進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎高島市民病院</li> <li>◎地域医療支援部</li> <li>○社会福祉課</li> <li>○防災課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高島市民病院経営強化プラン</li> </ul>
地域の防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の向上と自主防災組織の活動充実を図るため、防災訓練の支援、防災出前講座への講師派遣、防災研修会の開催支援等を行います</li> <li>・自主防災組織等が作成する地区防災計画の作成推進およびその支援等に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎防災課</li> <li>◎各支所</li> <li>○市社協地域福祉課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画</li> <li>地域福祉推進計画</li> </ul>

<p>防災マップの更新</p>	<p>・ハザードマップ*の情報を定期的に更新し、地域の防災リスクを周知・啓発するとともに、ニーズに応じて、各地域の防災マップの作成支援を行います</p>	<p>◎防災課</p>	<p>地域防災計画</p>
<p>災害ボランティア体制の整備</p>	<p>・災害ボランティアセンターを中心に、関係機関・団体が連携して助け合える地域づくりに向けた地域福祉活動を推進し、体制の整備に努めます</p>	<p>◎市社協地域福祉課 ○社会福祉課 ○防災課</p>	<p>地域福祉推進計画 地域防災計画 災害時受援計画</p>
<p>福祉避難所*の拡充と円滑な運営</p>	<p>・災害時に、障がいのある人や個別の支援が必要な高齢者など配慮を要する人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所*開設協定の拡充に努めるとともに、協定締結事業者等と協力し、円滑な運営に努めます</p>	<p>◎防災課 ◎社会福祉課 ○障がい福祉課 ○介護保険課</p>	<p>地域防災計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン</p>
<p>避難行動要支援者のための個別避難計画の作成</p>	<p>・地域住民、民生委員児童委員、介護支援専門員や計画相談員との協働による個別避難計画作成の取組により、災害時における備えを進めます ・地域における見守りネットワーク活動等との連携・協力により、平時における支援体制を構築します</p>	<p>◎社会福祉課 ◎防災課 ○障がい福祉課 ○介護保険課 ○健康推進課 ○高齢者支援課 ○訪問看護ステーション ○高島市民病院 ○消防本部 ○市社協地域福祉課</p>	<p>地域防災計画 住民福祉活動計画(6地域)</p>



**わたしや地域ができること**

- ・区・自治会等が中心となって、民生委員・児童委員\*や災害ボランティアの人たちと一緒に、地域の実情を踏まえた防災活動を考える機会をつくります
- ・いざという時に困らないために、防災訓練や防災研修会に参加するとともに、それぞれの家庭内で話し合いを行うことで「防災意識」を高めます
- ・災害時の一時避難所や広域避難所を確認しておくとともに、日頃から隣近所で声をかけ合って、有事の避難に備えます
- ・災害時に助け合える関係づくりのために、日頃の付き合いを大切にします
- ・区や自治会では、災害時に地域で避難できる仕組みをみんなで作ります
- ・保護者は、子どもが災害について、体験して学べる機会をつくります

**基本方針2 すべての人の権利を守る取組を強化します**

日本国憲法第25条に規定された生存権の保障は、人として等しく与えられた権利であり、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定められています。「人が、人として当たり前、自分らしく生きる権利」を守るため、多様性を尊重し、偏見や差別のない、誰一人孤立することのない地域社会づくりを推進します。また、社会的孤立や虐待などの生活課題が高リスク化する前に、早期発見し、予防的に支援を行うための体制整備を推進します。

さらに、滋賀県において令和6年9月より開始された「パートナーシップ宣誓制度\*」等と連携し、LGBT\*等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する理解増進を図ります。

**ポイント(取組)**

- 権利擁護支援体制の充実
- 虐待対応体制の充実
- 自殺予防対策の推進

**【主な取組】**

取組	取組内容	関係部署	個別計画
権利擁護の充実・強化、成年後見制度*の利用促進	本計画「地域共生社会実現プロジェクト(55ページ)」に記載	◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課 ○市関係各課	地域共生社会実現プロジェクト(55ページ)

<p>高島市権利擁護支援センター*の充実</p>	<p>・高島市権利擁護支援センター*の運営を強化し、成年後見制度*の周知啓発、相談、利用支援などを通じ、制度の普及と利用促進を図ります ※R6.4月から「成年後見サポートセンター」の名称を「高島市権利擁護支援センター」に変更しました</p>	<p>◎市社協相談支援課 ○社会福祉課</p>	<p>地域福祉推進計画</p>
<p>地域福祉権利擁護事業*・法人後見事業*の利用促進</p>	<p>・地域福祉権利擁護事業*や成年後見制度*にかかる法人後見の受任などで、権利擁護の充実を図ります</p>	<p>◎市社協相談支援課</p>	<p>地域福祉推進計画</p>
<p>権利を守る新たな仕組みの検討</p>	<p>・一人暮らしの高齢者や障がいのある人の入院や入所、住居確保の支援など、身寄りがなくても安心して暮らし続けることができる仕組みを検討します ・関係機関と「身寄りのない方の支援のためのガイドライン」づくりを進めます</p>	<p>◎市社協相談支援課 ○社会福祉課 ○高齢者支援課 ○障がい福祉課 ○高島市民病院</p>	<p>地域福祉推進計画</p>
<p>虐待対応の充実</p>	<p>・高齢者、障がいのある人、子どもなどに対する虐待の早期発見・早期対応や予防策のあり方について検討を進めます</p>	<p>◎高齢者支援課 ◎障がい福祉課 ◎こども家庭センター</p>	<p>高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン 子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん</p>
<p>自殺予防対策の推進</p>	<p>・本人や家族などが早期に相談できるよう、相談窓口等の情報を発信します ・SOSの兆候を早期に察知するため、支援者や窓口担当職員などにゲートキーパー*研修を実施します</p>	<p>◎健康推進課 ○高齢者支援課 ○障がい福祉課 ○社会福祉課 ○子育て政策課 ○こども家庭センター ○学校教育課</p>	<p>自殺予防計画</p>

	・自殺未遂者や自死遺族、精神疾患を抱える人への相談支援に関係機関と連携しながら取り組みます。	○教育相談・課題対応室 ○市民病院 ○市社協相談支援課	
--	--	-----------------------------------	--

**わたしや地域ができること**

- ・身近な地域で誰もがその人らしい生活が送れるよう、偏見をなくしお互いの多様性を尊重します
- ・虐待の疑いや気になる状況があれば、勇気をもって関係機関に連絡します

**基本方針3 誰もが暮らしやすい環境を整えます**

年齢や障がいの有無に関係なく誰もが安心して住み続けられるまちづくりには、交通体系の維持や移動手段の確保が求められ、道路や施設のバリアフリー\*だけでなく、情報が得やすい環境も必要となります。

こうしたことから、生活の様々な場面で、人にやさしく、誰もが暮らしやすい環境を整備するとともに、子どもの移動支援についても検討を始めます。

**ポイント(取組)**

- バリアフリー\*の推進(交通・施設・情報)
- 住宅確保要配慮者\*への居住支援の推進



**【主な取組】**

取組	取組内容	関係部署	個別計画
公共交通体系の確保	・バス、乗合タクシーなどの公共交通について、若年層の利便性も含め住民ニーズに合わせて随時見直しを行います	◎都市政策課 ○高齢者支援課	高島市地域公共交通計画 高島市地域公共交通利便増進実施計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

<p>移動支援の充実</p>	<p>・障がいのある人や要介護認定者などに交通機関や福祉有償運送事業*の利用助成を行い、自立支援や社会参加の環境整備を推進します                  ・地域で市民のボランティア団体や社会福祉法人等による移動支援サービスが広がるよう支援します</p>	<p>◎障がい福祉課                  ◎高齢者支援課                  ○市社協地域福祉課</p>	<p>障がい者プラン                  高齢者福祉計画・介護保険事業計画                  地域福祉推進計画</p>
<p>施設・道路のバリアフリー*の推進</p>	<p>・子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが安全に安心して移動できるよう、建物や道路などのバリアフリー化を進めます</p>	<p>◎都市政策課                  ◎土木課                  ○学校教育課                  ○介護保険課</p>	<p>高齢者福祉計画・介護保険事業計画</p>
<p>情報バリアフリー*の推進</p>	<p>・広報等のバリアフリー化に努め、誰にとっても情報が得やすい環境を整えます                  ・自ら情報を得ることが困難な情報弱者への対応策を継続して検討します</p>	<p>◎企画広報課                  ◎障がい福祉課                  ○市役所全部署</p>	<p>障がい者プラン</p>
<p>住宅確保要配慮者*の支援</p>	<p>・経済的な不安や身寄りがない人でも入居でき、低家賃で暮らしやすい公営住宅の供給のあり方を官民協働で検討します</p>	<p>◎都市政策課</p>	

**わたしや地域ができること**

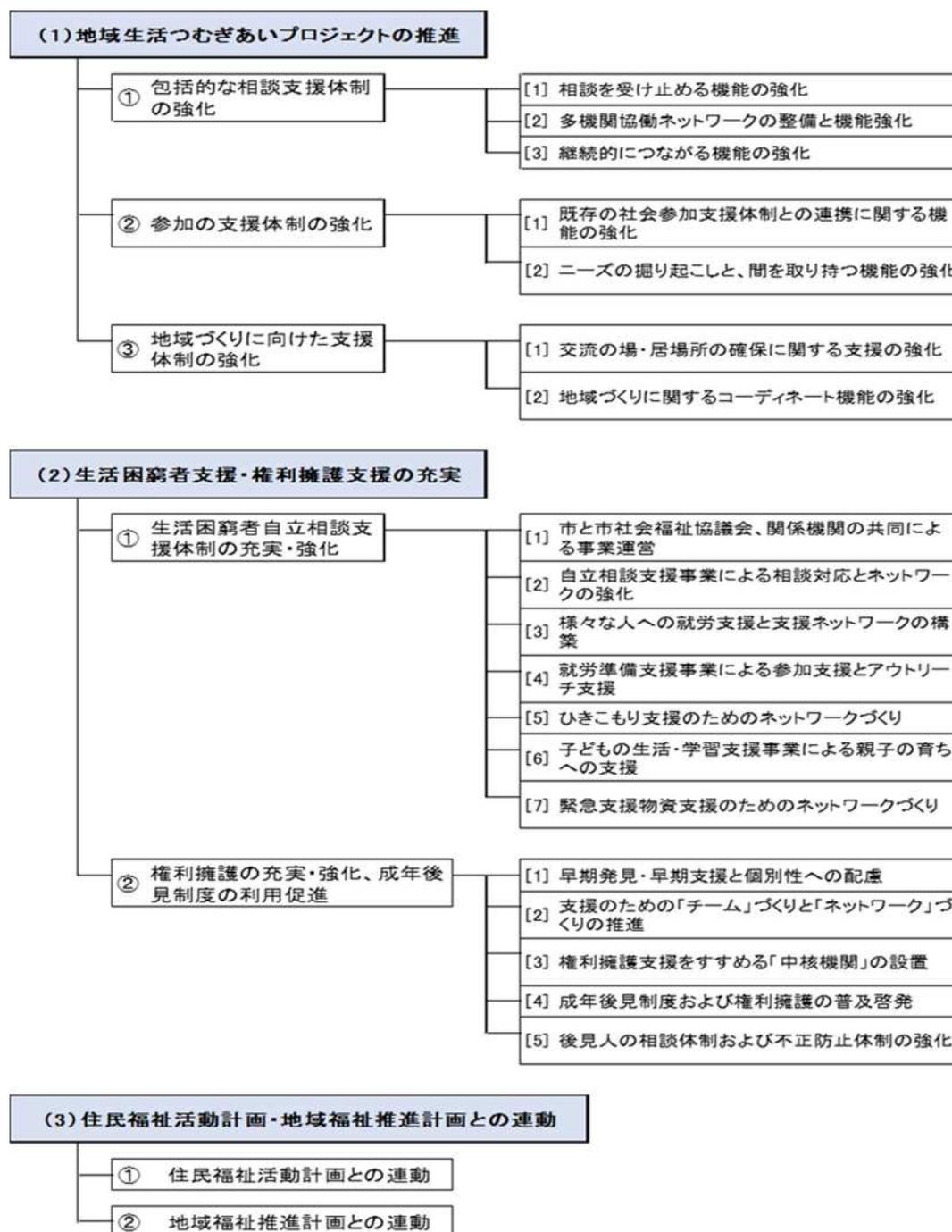
- ・外出支援や買い物支援など、地域の実情に応じて自分たちで出来る「生活を支える取組」を考えます
- ・高齢や障がい等により自ら情報を得にくい人が身近にいることを理解し、子どもや高齢者を含めて誰もがわかりやすい情報発信に努めます
- ・子どもだけでも好きなどころに行けるように、安全や移動の在り方について考えます



## 2. 地域共生社会実現プロジェクト

社会福祉法の改正に伴い、地域課題や社会資源の状況などに応じて、他分野や多機関が連携した創意工夫ある取組が期待されています。

そのため、高齢、障がい、子ども、ひとり親などの属性にとらわれずに、また、福祉分野だけでなく、保健医療や就労、教育など他分野の取組とも連携しながら共通して推進すべき項目を地域共生社会実現プロジェクトと位置付け、その目標を定めました。



## (1) 地域生活つむぎあいプロジェクトの推進

～ 重層的・包括的な体制を整備します ～

(高島市重層的支援体制整備事業\*実施計画)

近年、いくつもの生活の困りごとが重なったり、今ある制度では解決が難しかったりするなど「縦割り」で整備された制度では対応が困難なケースが増えています。

一方で、地域では、住民福祉協議会\*やボランティアを中心に、サロンやカフェ、誰でも利用できる地域食堂など、みんなの居場所づくりが進められています。

こうしたなか、すべての住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会\*の実現が求められています。

市では、この実現に向けた取組を「地域生活つむぎあいプロジェクト\*」と名付け、系によりをかける「燃系」のように、人と人、人と機会などがつむぎあえるまちづくりを目指して、関係機関、団体や地域とも連携して、次のことに取り組みます。

### ① 包括的な相談支援体制の強化

### ② 参加の支援体制の強化

### ③ 地域づくりに向けた支援体制の強化

本項目を「重層的支援体制整備に係る実施計画」と位置づけ、他の基本施策と一体的に推進することとします。

※地域共生社会とは

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で初めて示された理念で、次のように定められています。

▼制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

※重層的支援体制とは

令和2年の社会福祉法の改正により創設された「重層的支援体制整備事業\*」により示された考え方で、次のように定められています。

▼すでにある相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくり支援を一体的に実施する体制

《地域共生社会のイメージ》 ©厚生労働省地域共生社会ポータルサイトより



《重層的支援体制整備事業の枠組み》

高島市での「重層的支援体制整備事業(地域生活つむぎあいプロジェクト)」の枠組み					
【分野】事業名(高島市)		改正社会福祉法(第百六条の4第2項)			
地域生活つむぎあいプロジェクト	【介護】	包括的・継続的ケアマネジメント事業	第1号	イ	包括的相談支援事業
	【障がい】	障がい者相談支援事業		ロ	
	【子ども】	利用者支援事業		ハ	
	【生活困窮】	生活困窮者自立相談支援事業	第3号	ニ	地域づくり事業
	【介護】	地域介護予防活動支援事業		イ	
	【介護】	生活支援体制整備事業		ロ	
	【障がい】	障がい者地域活動支援センター事業		ハ	
	【子ども】	地域子育て支援拠点事業	注		
	【生活困窮】	生活困窮者支援のための地域づくり事業	第2号		参加支援事業
	【共生】	参加支援事業(ぶれホップ)			
【共生】	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(ぶれホップ)	第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
【共生】	多機関協働事業(くらし連携支援室、高島市権利擁護センター)	第5号 第6号		多機関協働事業(支援プランの作成)	

基本方針

①包括的な相談支援体制の強化

すべての住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、次の機能を強化することで、包括的な相談支援体制の強化を図ります。

ポイント(取組)

- [1]相談を受け止める機能の強化
- [2]多機関協働ネットワークの整備と機能強化
- [3]継続的につながる機能の強化

【主な取組】

※ ◎は主となる部署、○は関係する部署

取組	取組内容と目標	主となる部署	関係する計画・部署
なんでも相談会の実施	・福祉、法律、教育など多分野の相談職が一堂に会する相談会による多様な相談の機会をつくります <目標>年2回	◎市社協相談支援課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン
"市内連携つむぎあい会議(職員のスキルアップ、市内連携の強化)"	・市役所内での他分野連携の推進や職員のスキルアップを図ることで、市内連携体制を強化します <目標>年2回	◎社会福祉課	子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん 地域福祉推進計画
分野別相談支援センター連絡会	・高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別センターによる協議体を整備し、共通する地域課題の解決を目指す取組や人材育成等を進めます <目標>年3回	◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課	○健康推進課 ○高齢者支援課
地域生活つむぎあい会議	・福祉だけでなく多様な分野(まちづくり、教育、商工等)との連携体制を整えることによって、地域課題の共有や解決に必要な社会資源の開発などを進めます <目標>年2回	◎社会福祉課	○障がい福祉課 ○介護保険課 ○子育て政策課 ○児童発達支援センター ○こども家庭センター
見守り会議の推進(再掲)	・区・自治会での見守り会議*に、市の関係課や専門機関の職員が出向いて情報交換を行い、地域生活課題の把	◎市社協地域福祉課	○市民協働課 ○商工振興課

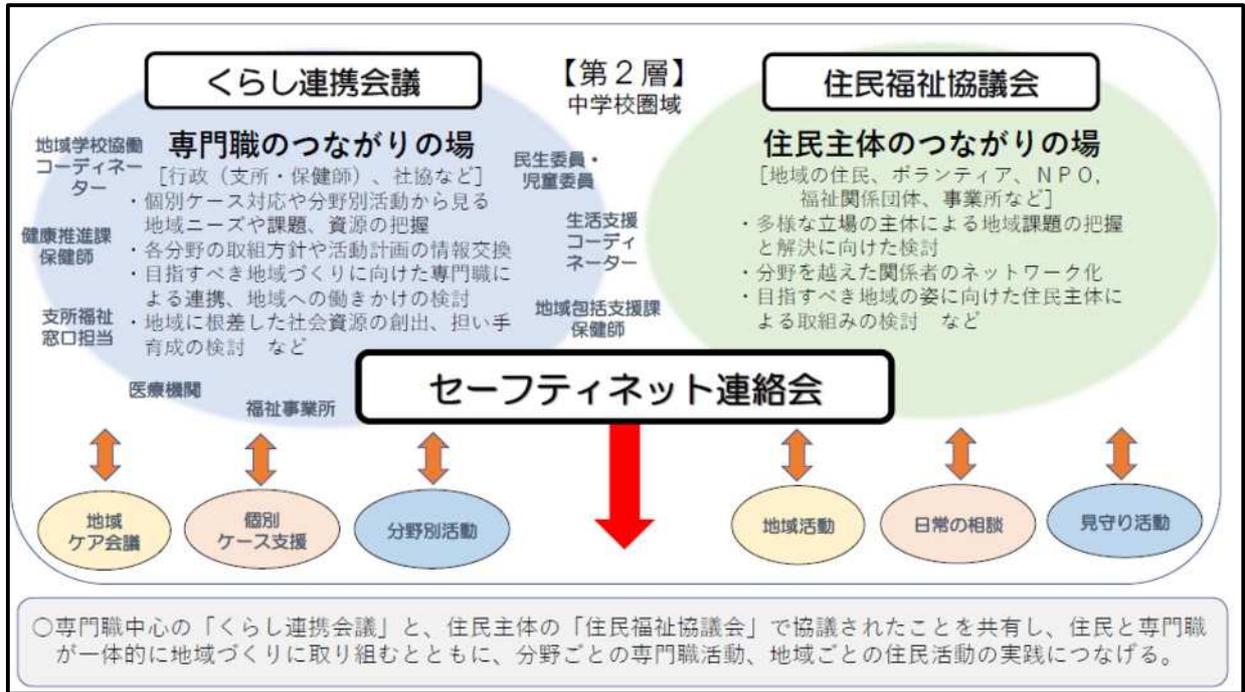
	握やその解決、新たな支援の取組等について共に考えます		○社会教育課 ○高島市民病院
重層的支援体制整備事業 (相談支援事業)	・それぞれの相談窓口で、まずはしっかりと受け止められるよう相談員のスキルアップを図るとともに、複合的課題に対して、関係機関が連携してチームで対応できる体制を整えます <対象事業> ・包括的・継続的ケアマネジメント事業 ・障がい者相談支援事業 ・利用者支援事業 ・生活困窮者自立相談支援事業	◎高齢者支援課 ◎障がい福祉課 ◎幼児保育課 ◎子育て政策課 ◎こども家庭センター ◎社会福祉課	○各支所 ○総合戦略課 ○防災課 ○税務課 ○納税課 ○市民課 ○保険年金課 ○環境政策課 ○幼児保育課 ○農業政策課
セーフティーネット連絡会との連携	・中学校圏域ごとに、住民福祉協議会と医療保健福祉の専門職、圏域内の関係機関等が集まり、地域の生活課題・福祉課題を話し合う等、住民と専門職が連携します <目標>年2回	◎市社協地域福祉課	○都市政策課 ○上下水道課 ○学校教育課 ○学校給食課 ○市社協地域福祉課 ○市社協相談支援課
つむぎあいシートの活用	・それぞれの窓口で相談を受けるなかで、他機関と連携した支援の必要がある時や、把握している状況等から関係機関が連携する必要がある時に利用する連携促進のためのツール	◎社会福祉課	
包括的な支援体制整備に関する評価指標の検討	・重層的支援体制整備事業を活用した包括的な支援体制整備について、その目的に対する評価を適切に行うための新たな指標づくりに取組みます <目標>計画期間中に策定	◎社会福祉課	

**わたしや地域ができること(再掲)**

- ・困った時に相談できる、SOSが出せるよう、地域での関係づくりに努めます
- ・困っている人を見かけたら、ひとりで抱え込まずに関係機関に相談します
- ・区・自治会の見守り会議など、住民主体、地域ぐるみの取組を中心に、地域課題の把握や解決に努めます



《地域(中学校圏域)ごとの専門職と住民の連携イメージ》



※くらし連携会議とは  
 住民にとって身近な生活圏域(中学校圏域)ごとに、地区担当保健師、地域包括支援課担当、各支所職員、市社会福祉協議会コミュニティワーカーなどが参加する専門職連携の会議

※セーフティネット連絡会とは  
 中学校圏域ごとに、住民福祉協議会\*と、医療保健福祉の専門職、圏域内の関係機関等が集まり、地域の生活課題・福祉課題を話し合う等、住民と専門職が連携する会議

《つむぎあいシートのイメージ》

※つむぎあいシートとは  
 それぞれの窓口で相談を受けながら、他機関と連携した支援の必要がある時、また、支援の希望はないが、把握している状況等から関係機関が連携する必要がある時に利用する連携促進のためのツール

つむぎあいシート  
 相談支援受付・申し込み票  
 [A票①]

受付時間	受付年月日	令和 年 月 日	受付時間
時 分 ~ 時 分			受付者

■ 基本情報

ふりがな	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 他( )
氏名	生年月日	西暦 年 月 日 (歳)
住所	〒 -	
電話	自宅	携帯
E-mail		
相談者 ※ご本人以外 の場合	氏名	相談者と ご本人との関 係
	電話	1. 家族(本人との続柄: ) 2. その他( )

■ ご相談の内容(お困りのこと)

ご相談したい内容に○をつけてください。複数ある場合は、一番お困りのことについてつけてください。

介護や健康、暮らしのこと	住まいについて	収入や生活費のこと
家族や周りの人との関係のこと	病気や障害のある方のケアについて	福祉について
仕事、学業、経済のこと	子どもの学習やトラブル	福祉との関係について
福祉との関係について	子育てのこと	介護のこと
ひきこもり、不登校	介護のこと	介護のこと
高齢者の生活、介護	介護のこと	介護のこと
相談者が十分な方や聞き手がない方への支援の方法について		他にありません

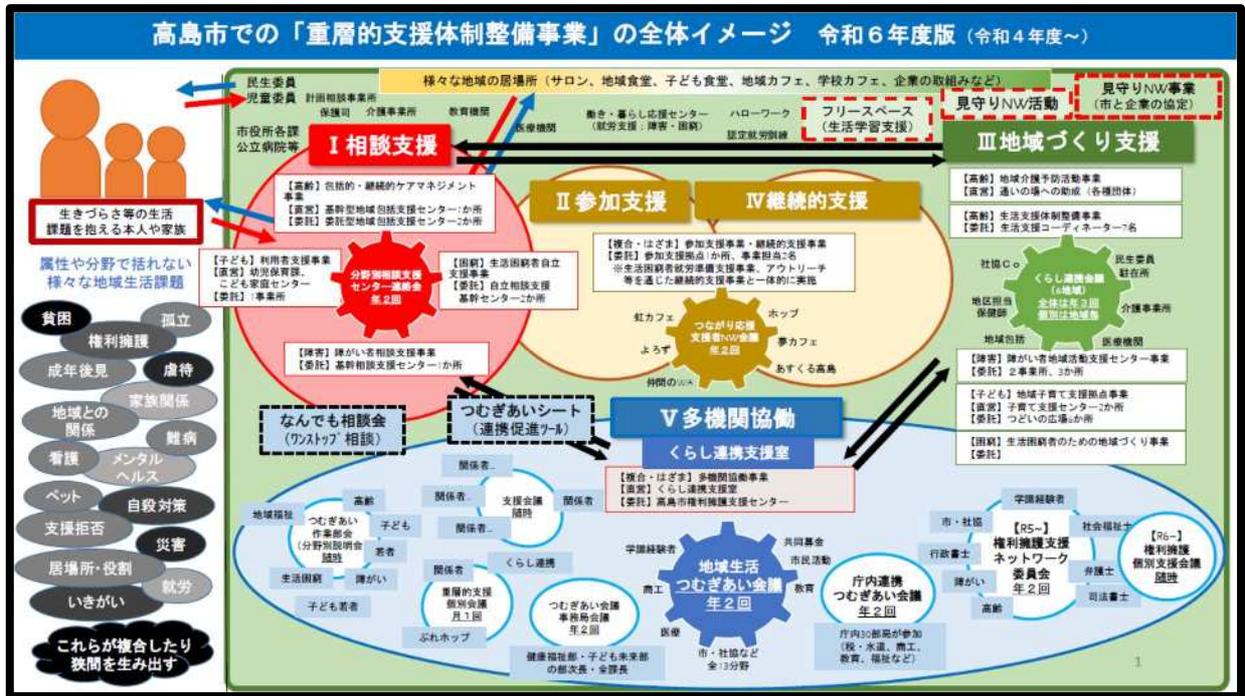
その他( )

ご相談したいこと、支援にあたっての希望を具体的に記載してください。

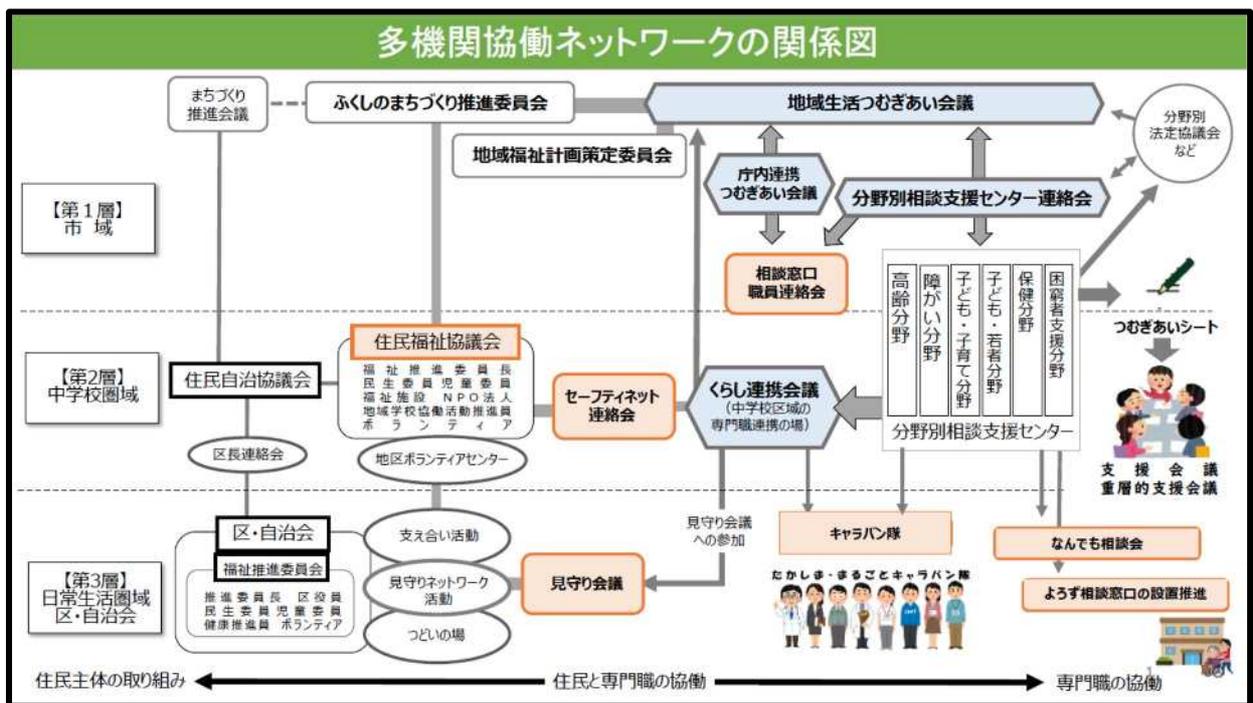
これまで、相談機関に相談をしたことがある場合は、どのような相談をされたのかご記入ください。(いつ頃、どこで、何について)

裏に貼れる方はいますか? (家族、親戚、近所の方等) =

《重層的支援体制整備事業の全体イメージ》



《多機関協働ネットワークの関係図》



基本方針

②参加の支援体制の強化

すべての住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、次の機能を強化することで、社会参加やつながりづくりの支援体制の強化を図ります。

ポイント(取組)

- [1]既存の社会参加支援制度との連携に関する機能の強化
- [2]ニーズの掘り起こしと、間を取り持つ機能の強化

【主な取組】

※ ◎は主となる部署、○は関係する部署

取組	取組内容と目標	主となる部署	関係する計画・部署
つながり応援支援者ネットワーク会議	・ひきこもり*支援に関わる相談機関や民間団体により、支援のあり方を検討します <目標>年2回	◎市社協相談支援課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン
重層的支援体制整備事業(参加支援事業)	・社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人に、本人のニーズと地域資源のコーディネート(調整)を行います	◎社会福祉課	子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん 地域福祉推進計画
重層的支援体制整備事業(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)	・長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人に、本人との関係性の構築に向けて支援します	◎社会福祉課	○関係部署は、基本方針①包括的な相談支援体制の強化と同様

わたしや地域ができること(再掲)

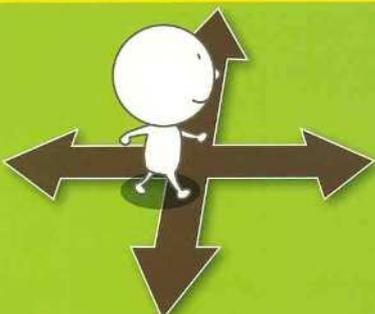
- ・困った時に相談できる、SOSが出せるよう、地域での関係づくりに努めます
- ・困っている人を見かけたら、ひとりで抱え込まずに関係機関に相談します
- ・障がいのある人や働きづらさを抱えた人など、誰もが安心して働くことができる職場となるよう、一人ひとりが職場の環境づくりに努めます
- ・介護や病気、障がいなど、様々な事情により暮らしづらさを抱えている人が身近にいることを理解するなど、社会的課題について正しく学びます

《参加支援事業/アウトリーチ等による継続的支援事業ふれホップのチラシ》

高島市参加支援事業/アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

# ふれホップ

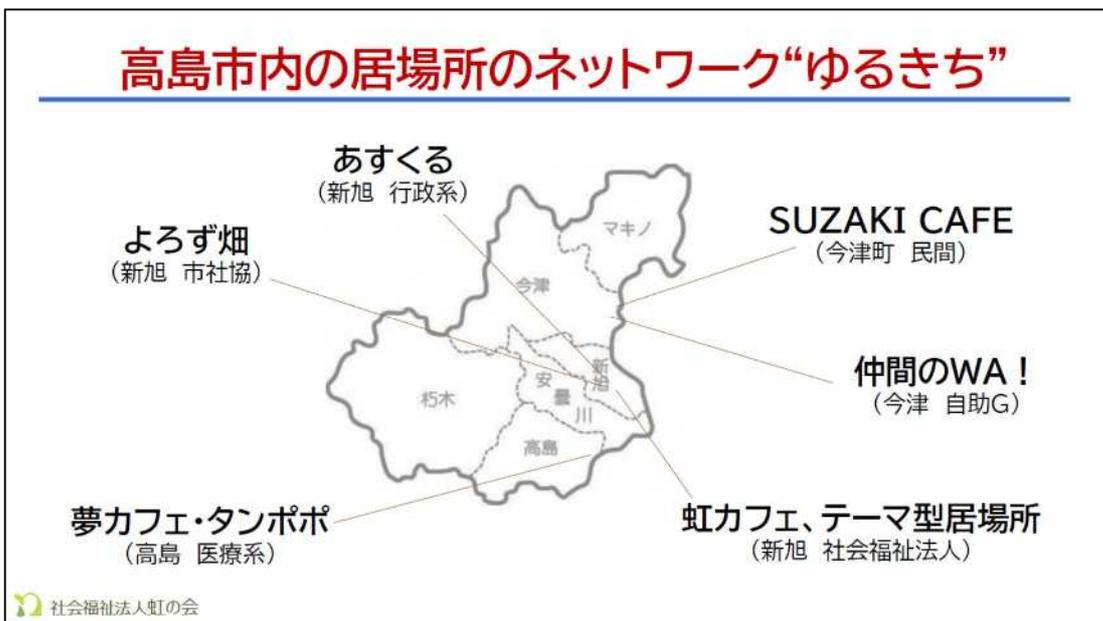
コミュニケーションが苦手…  
そんなあなたの社会参加をサポートします。



- 対象 コミュニケーションが苦手、自宅に閉じこもりがち…等々、年齢は問いません
- サポート内容 社会参加できる居場所の紹介、外出支援、家庭訪問など
- 利用料 無料(送迎相談)
- 拠点 MIZU café cocco (JR新旭駅前)  
滋賀県高島市新旭町旭1-10-1



《社会参加支援等の拠点“ゆるきち”のネットワーク図》



基本方針

③地域づくりに向けた支援体制の強化

すべての住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、次の機能を強化することで、地域づくりに向けた支援体制の強化を図ります。

ポイント(取組)

- [1] 交流の場、居場所の確保に関する支援機能の強化
- [2] 地域づくりに関するコーディネート機能の強化

【主な取組】

※ ◎は主となる部署、○は関係する部署

取組	取組内容と目標	主となる部署	関係する計画・部署
重層的支援体制整備事業 (地域づくり支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な団体や法人と連携しながら、こうした交流の場・居場所の整備・運営を支援する体制を強化します</li> <li>&lt;対象事業&gt;</li> <li>・地域介護予防活動支援事業</li> <li>・生活支援体制整備事業</li> <li>・障がい者地域活動支援センター事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・生活困窮者支援等のための地域づくり事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎社会福祉課</li> <li>◎高齢者支援課</li> <li>◎障がい福祉課</li> <li>◎子育て政策課</li> </ul>	高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン 子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん 地域福祉推進計画  ○関係部署は、基本方針①包括的な相談支援体制の強化と同様
圏域別くらし連携会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校圏域ごとの専門職連携の体制(地域での住民との連携窓口)を整えることで、身近な地域での相談支援の強化を図ります</li> <li>&lt;目標&gt;年2回</li> </ul>	◎社会福祉課	
見守りネットワーク活動の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区・自治会、民生委員・児童委員*、福祉推進委員会*が連携・協力して取り組む見守りネットワーク活動*の普及を支援します</li> </ul>	◎市社協地域福祉課	
見守り会議の推進 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区・自治会での見守り会議*に、市の関係課や専門機関の職員が出向いて情報交換を行い、地域生活課題の把</li> </ul>	◎市社協地域福祉課	

	握やその解決、新たな支援の取組等について共に考えます		
協力事業者との連携による見守りネットワーク事業の推進(再掲)	・事業者との協定を進め、協力事業者の日常業務を通した見守り、気づき、発見を地域の安心につなげま	◎社会福祉課	
みんなの居場所の充実	地域や対象者を限定しない、誰でも気軽に立ち寄れるゆるやかに開かれた居場所。様々な人が集い、つながることで交流や役割が生まれる場所が、地域が増えていくように働きかけます。	◎社会福祉課	
社会福祉法人による地域貢献活動との協働(再掲)	・社会福祉法人が持つ人材や資源を活用した地域貢献活動と協働します	◎市社協相談支援課	

**わたしや地域ができること(再掲)**

- ・困った時に相談できる、SOSが出せるよう、地域での関係づくりに努めます
- ・困っている人を見かけたら、ひとりで抱え込まずに関係機関に相談します
- ・安心して暮らせるよう、あいさつとさりげない見守りに取り組みます
- ・困りごとへのちょっとした支援(ゴミ出し等)から始めます
- ・区・自治会の見守り会議など、住民主体、地域ぐるみの取組を中心に、地域課題の把握や解決に努めます
- ・地域のサロンやカフェなど、誰でも気軽に集える身近な場所を運営します
- ・様々な集える場所に参加して、地域や人とつながります
- ・企業や法人として、地域貢献活動に取り組みます



## (2) 生活困窮者支援・権利擁護支援の充実

～ 暮らしづらさを抱えた人への伴走的な支援体制を強化します ～  
(高島市生活困窮者自立相談支援事業実施計画)  
(高島市成年後見制度\*利用促進基本計画)

近年、世帯の単身化や地域の互助力の低下、非正規雇用の増加など経済社会の構造的変化、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の見直し等により、全世代において生活に困窮されている人がいます。また、ひきこもり\*や孤立死といった社会的孤立の問題等、地域生活課題は多様化、複合化しています。

一方、高齢者や障がいのある人の中には、判断能力の低下や理解の難しさなどから、本来利用できる制度やサービスにつながらない人がいます。ほかにも、金銭搾取などの経済的虐待を受けていても、本人の被害認識が十分でないことから相談につながらず、権利を侵害されている場合があります。

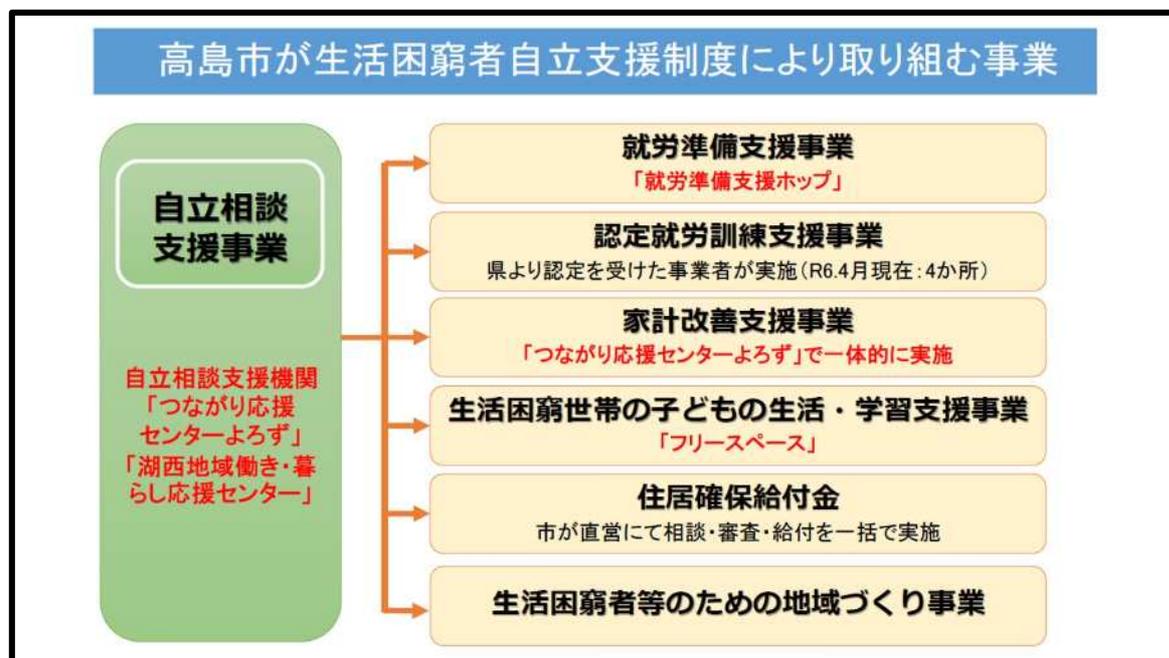
市では、経済的な問題に限らず、さまざまな事情で困窮や孤立、権利侵害されている人の早期発見、早期支援に努め、生活の再建に向けて必要な制度やサービスにつなぐとともに、本人の意思を尊重した解決方法を考えます。また、各分野の専門機関と連携して、次のことに取り組みます。

- ① 生活困窮者自立相談支援体制の充実・強化
- ② 権利擁護の充実・強化、成年後見の利用促進

本項目を「生活困窮者自立支援に係る実施計画」および「成年後見制度\*の利用促進に係る基本計画」と位置づけ、他の基本政策と一体的に推進することとします。

## ①生活困窮者自立相談支援体制の充実・強化

生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標に、市と市社会福祉協議会の共同事務局体制により、生活困窮者自立支援制度に基づく事業を推進します。



### [1] 市と市社会福祉協議会、関係機関の共同による事業運営

本取組の特徴は、①市と市社会福祉協議会の共同事務局体制によりビジョンを構築していること、②社会福祉法人やNPO法人など多様なネットワークにより事業を実施していること、③参加と協働を広げながら、課題解決のための資源開発を行っていることです。今後も、関係者による多様なネットワークを構築し、事業全体の理念や方針を丁寧に共有しながら運営に取り組めます。

### [2] 自立相談支援事業による相談対応とネットワークの強化

「自立相談支援事業」では、生活困窮者自立相談支援機関である「つながり応援センターよろず\*」で、状況に応じた個別の支援計画を作成し、丁寧な個別支援に取り組めます。また、「家計改善支援事業」を一体的に実施し、支援員による伴走的支援に取り組めます。

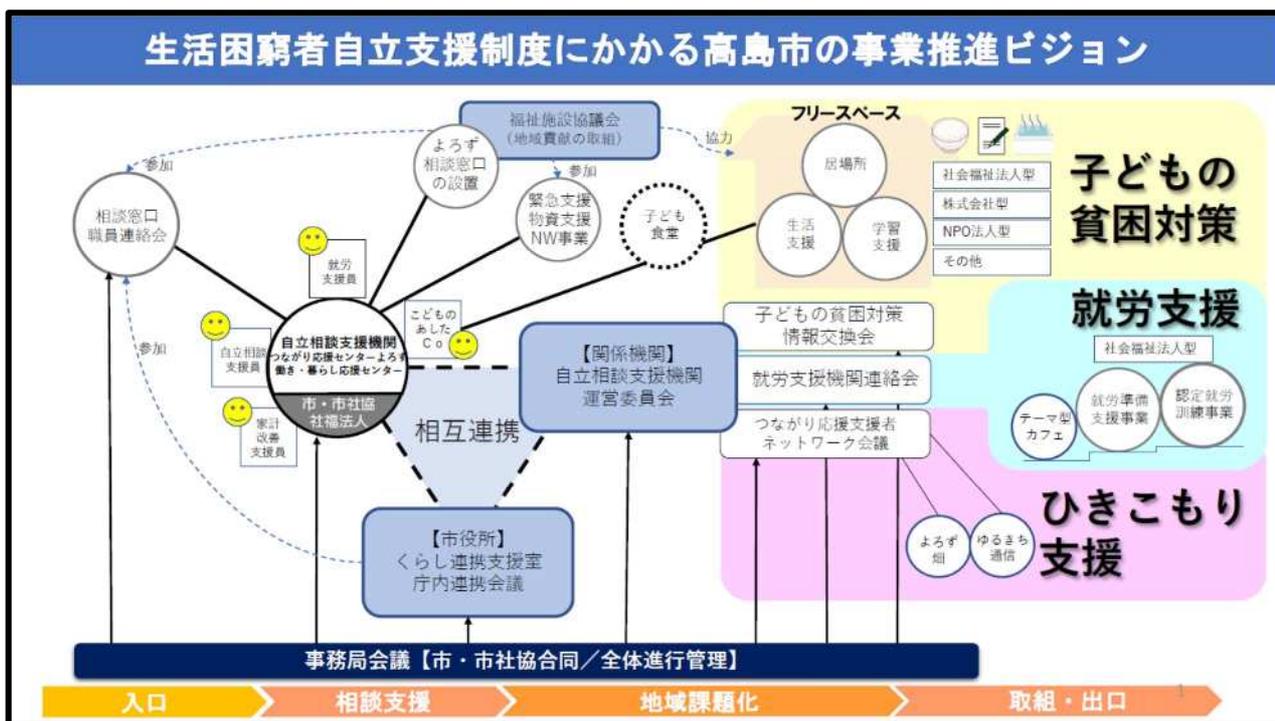
さらに、市内で相談業務に携わる職員が一堂に会して、顔の見える関係づくりやスキルアップに取り組む「相談窓口職員連絡会」や、共通する地域課題への対応や協働について検討する「分野別相談支援センター連絡会\*」を開催し、支援者ネットワークの強化に取り組めます。

### [3] 様々な人への就労支援と支援ネットワークの構築

「就労支援事業(自立相談支援事業)」では、生活困窮者自立相談支援機関である「湖西地域働き・暮らし応援センター\*」で、障がいのある人や生活保護制度利用者、生活困窮者への就労支援に取り組みます。また、「住居確保給付金事業\*」では、くらし連携支援室\*と湖西地域働き・暮らし応援センター\*が、官民連携により、初期相談から生活支援、就労支援に取り組みます。さらに、就労支援の関係機関で「就労支援機関連絡会」を開催し、課題共有とニーズに応じた就労支援のあり方を検討します。

### [4] 就労準備支援事業による参加支援とアウトリーチ\*支援

「就労準備支援事業」では、生活リズムの改善や自分探しなどの支援を行う「就労準備支援ホップ」で、個々の特性に応じた個別支援に加えて、就労体験プログラムの開発やアウトリーチ\*支援に取り組みます。また、ひきこもり\*や主体的に課題解決意欲を持ってない人など、様々な困りごとを抱える人への参加支援と新たな居場所づくりについて検討します。



### [5] ひきこもり\*支援のためのネットワークづくり

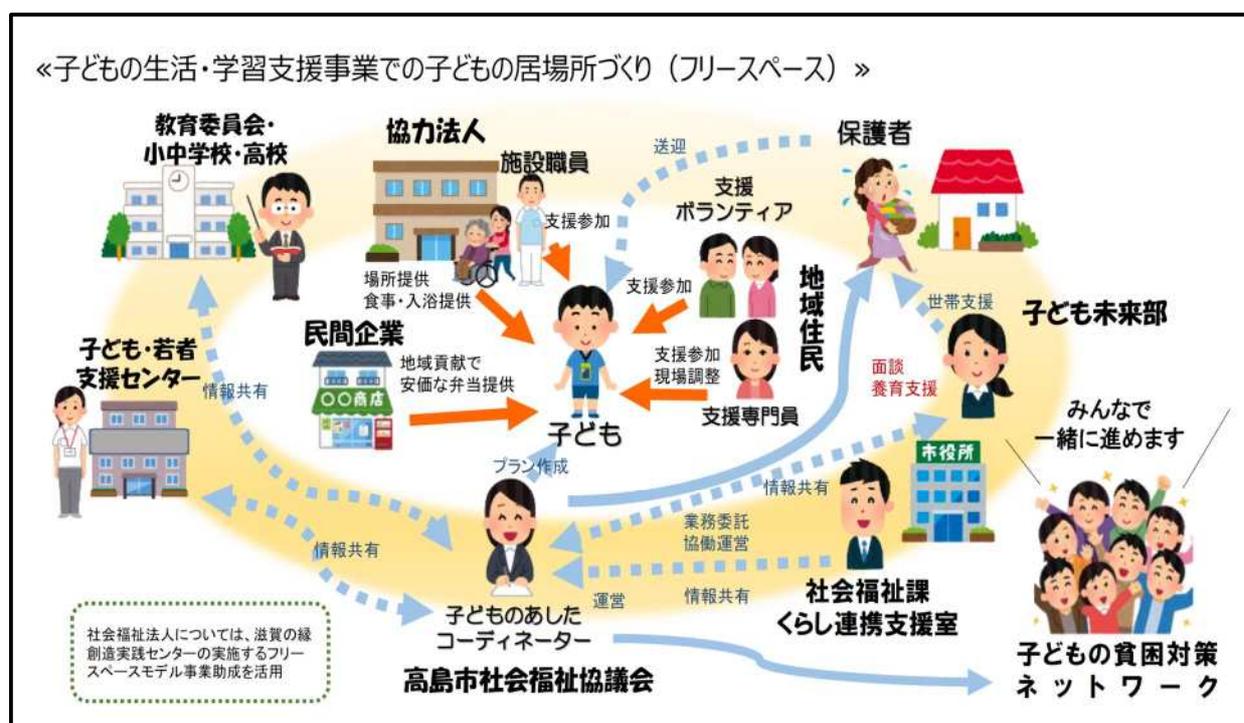
ひきこもり\*支援に携わる関係機関が連携するために設置する「つながり応援支援者ネットワーク会議」で、福祉分野のみならず、教育や地域の関係機関と共に、ひきこもり\*の支援体制の強化を進めます。

### [6] 子どもの生活・学習支援事業による親子の育ちへの支援

「生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業」では、引き続きひとり親家庭等支援施策との共同実施による居場所づくりなどの充実を図るとともに、教育委員会やこども家庭センター等の子ども関係機関とのさらなる連携強化に努めます。

### [7] 緊急支援物資支援のためのネットワークづくり

緊急的に食料や物資の支援が必要な困窮世帯を支援する仕組みとして、高島市福祉施設協議会や、フードバンクびわ湖たかしまとのネットワークづくりを推進します。



【主な取組】

※◎は主となる部署、○は関係する部署

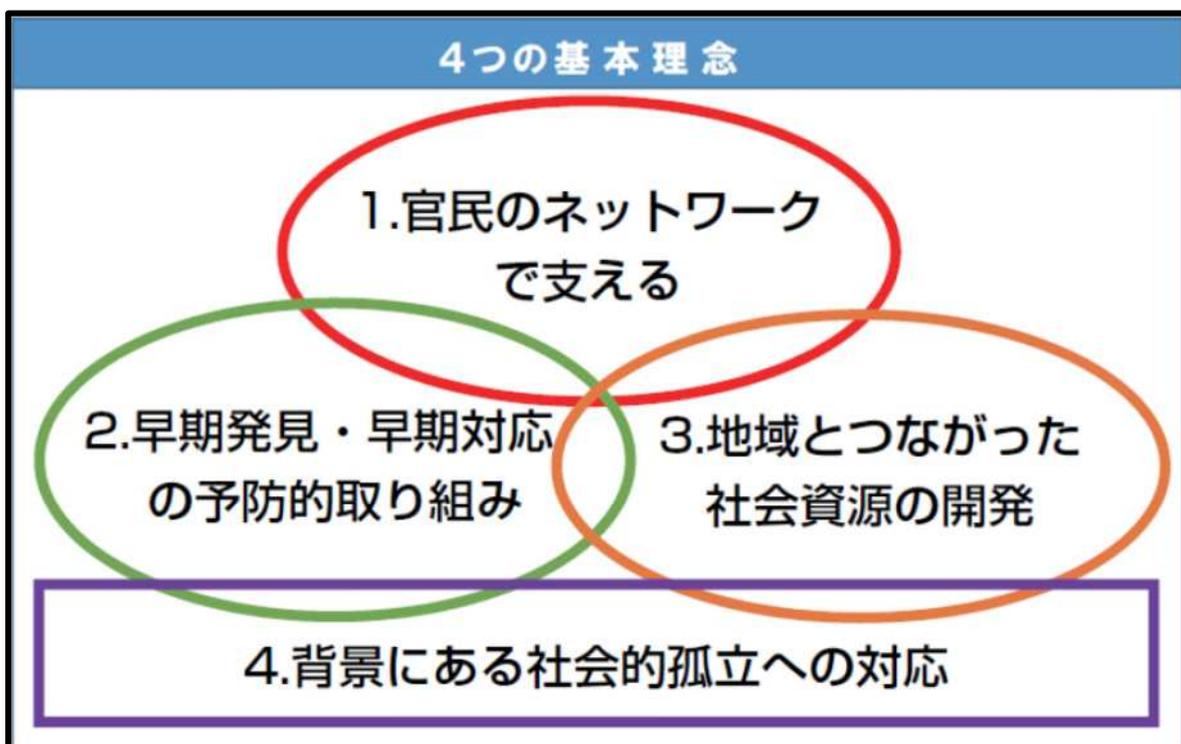
取組	取組内容と目標	主となる部署	関係する計画・部署
自立相談支援事業（就労支援、家計改善支援含む）	つながり応援センターよろず*と湖西地域働き・暮らし応援センター*による相談支援などを行います <目標>2か所	◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課	地域福祉推進計画 子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん
就労準備支援事業	就労準備支援ホップによる相談支援などを行います <目標>1か所	◎社会福祉課	○健康推進課 ○高齢者支援課 ○障がい福祉課
生活困窮世帯（およびひとり親世帯）の子どもの生活・学習支援事業	フリースペース（社福法人、NPO法人等と連携した居場所事業）の運営等により、子どもの孤立解消や生活力や学力の向上に取り組みます <目標>6か所	◎社会福祉課 ◎子育て政策課 ◎市社協相談支援課	○介護保険課 ○子育て政策課 ○児童発達支援センター ○こども家庭センター
生活困窮者自立支援機関運営委員会	各事業の運営、相談支援から見える地域課題等に関して検討します <目標>年2回	◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課	○市民協働課 ○商工振興課 ○社会教育課 ○高島市民病院
就労支援機関連絡会	就労支援機関により、ニーズに応じた就労支援のあり方等を検討します <目標>年3回	◎社会福祉課	○各支所 ○総合戦略課 ○防災課 ○税務課
つながり応援支援者ネットワーク会議（再掲）	ひきこもり*支援に関わる相談機関や民間団体により、支援のあり方を検討します <目標>年2回	◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課	○納税課 ○市民課 ○保険年金課 ○環境政策課
相談窓口職員連絡会	各相談窓口職員のスキルアップや関係づくりを進めます <目標>年2回	◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課	○幼児保育課 ○農業政策課 ○都市政策課
子どもの貧困情報交換会	関係者により、子どもの貧困対策に関する対策や地域課題について協議します <目標>年1回	◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課	○上下水道課 ○学校教育課 ○学校給食課 ○市社協地域福祉課
支援検討会議〔子ども〕	フリースペース利用に関する個別の子どもの課題や支援内容について協議します <目標>年3回	◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課	○市社協相談支援課

**わたしや地域ができること(再掲)**

- ・障がいのある人や働きづらさを抱えた人など、誰もが安心して働くことができる職場となるよう、一人ひとりが職場の環境づくりに努めます
- ・介護や病気、障がいなど、様々な事情により暮らしづらさを抱えている人が身近にいることを理解するなど、社会的課題について正しく学びます

《高島市における生活困窮者支援の4つの基本理念》

※高島市生活困窮者自立支援の手引き(平成27年3月)作成時に定めたもの



## ②権利擁護の充実・強化、成年後見制度\*の利用促進

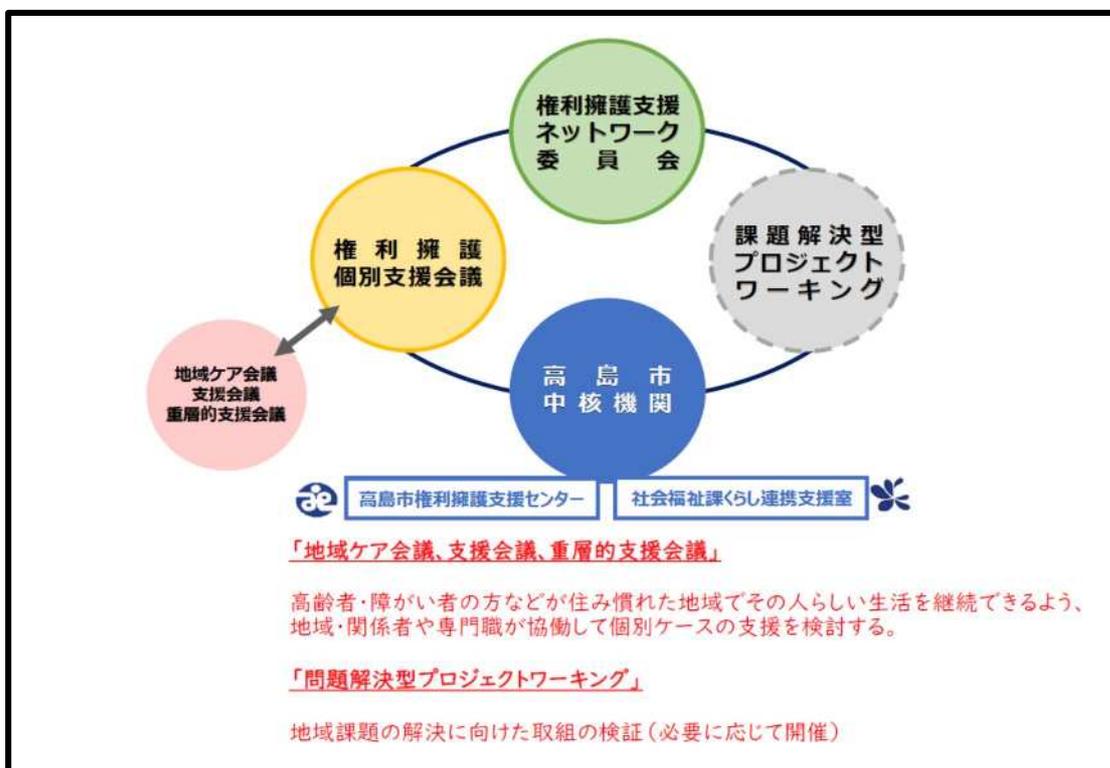
高齢になっても、障がいがあっても、自身の能力が活用され、自己決定が尊重される生活が継続できるよう、権利擁護に関する相談支援に取り組むとともに、市と市社会福祉協議会および関係機関が連携して、権利擁護支援の充実・強化と成年後見制度の利用促進を図ります。

### [1] 早期発見・早期支援と個別性への配慮

高島市権利擁護支援センター\*と連携し、成年後見制度\*や「地域福祉権利擁護事業\*(あんしんお手伝いサービス)」の制度周知を図るとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげます。

また、財産管理だけでなく、意思決定支援や身上配慮も重視して、適切な成年後見人等の選任や必要な制度利用につなげるなど、利用者がメリットを実感できる制度の運用を目指します。

《権利擁護支援および成年後見利用促進にかかるネットワークのイメージ》



## [2] 支援のための「チーム」づくりと「ネットワーク」づくりの推進

本人の状況に応じて、親族や福祉、医療、地域の関係者、成年後見人等が「チーム」として関係できる体制づくりと、この「チーム」を支援するため、法律や福祉の専門職団体や関係機関が連携する「地域連携ネットワーク」づくりを推進します。

## [3] 権利擁護支援をすすめる「中核機関\*」の設置

成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護支援に係る取組を推進するために、市と高島市権利擁護支援センター\*が連携して「中核機関\*」を運営し、地域連携ネットワークのコーディネートを担います。

## [4] 成年後見制度\*および権利擁護の普及啓発

高島市権利擁護支援センター\*と連携し、市民および関係者向けの研修会を実施し、継続して成年後見制度\*等の周知と普及啓発に努めます。

## [5] 後見人の相談体制および不正防止体制の強化

親族後見人等の孤立や不正を未然に防止するため、中核機関\*を中心に親族後見人等の相談・支援機能を段階的に整備するとともに、地域連携ネットワークやチームによる見守り体制を強化します。

### 【主な取組】

※◎は主となる部署、○は関係する部署

取組	取組内容と目標	主となる部署	関係する計画・部署
中核機関*による推進 (市:くらし連携支援室*) (社協:高島市権利擁護センター)	権利擁護支援の推進のため ①司令塔機能(総合調整、仕組みづくり、地域・法人連携、共同実践の場づくり) ②事務局機能(協議会運営) ③進行管理機能(個別支援会議運営) を担う機関を、市と市社協の共同(分業)で整備運営し、権利擁護支援を推進します 目標>2か所	◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課	地域福祉推進計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン ○高齢者支援課 ○障がい福祉課

<p>権利擁護支援ネットワーク委員会</p>	<p>福祉、法律、地域福祉実践者、当事者団体等の関係者団体が参画し、成年後見制度*等の利用促進や権利擁護の充実について検討します &lt;目標&gt;年2回</p>	<p>◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課</p>	<p>地域福祉推進計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン  ○高齢者支援課 ○障がい福祉課</p>
<p>権利擁護個別支援会議</p>	<p>専門職の専門的見地により、個別事例の支援方針に関する検討を行います &lt;目標&gt;年12回</p>	<p>◎社会福祉課</p>	<p>地域福祉推進計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン  ○高齢者支援課 ○障がい福祉課 ○市社協相談支援課</p>
<p>市民向け・関係者向け 成年後見制度*・権利擁護支援研修会</p>	<p>成年後見制度*等の周知・権利擁護支援や意思決定支援の普及啓発のために、福祉関係機関や専門職と連携して市民や関係者向け研修会を行います &lt;目標&gt;年2回</p>	<p>◎社会福祉課 ◎市社協相談支援課</p>	<p>地域福祉推進計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン  ○高齢者支援課 ○障がい福祉課</p>
<p>成年後見制度*の利用支援と報酬助成</p>	<p>成年後見制度*の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成を行います &lt;目標&gt;年15人</p>	<p>◎高齢者支援課 ◎障がい福祉課</p>	<p>地域福祉推進計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 障がい者プラン  ○社会福祉課 ○市社協相談支援課</p>

**わたしや地域ができること(再掲)**

・身近な地域で誰もがその人らしい生活が送れるよう、偏見をなくしお互いの多様性を尊重します

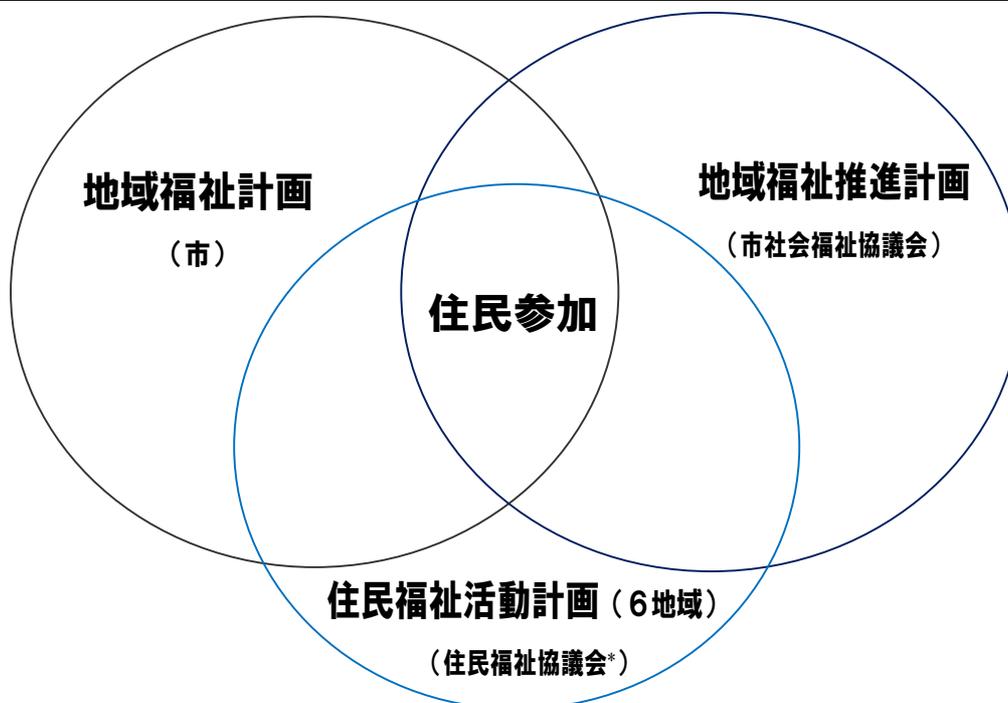
### (3) 住民福祉活動計画・地域福祉推進計画との連動

～ 住民活動や市社会福祉協議会等と連動した取組を推進します ～  
 (第三次住民福祉活動計画:マキノ・今津・朽木・安曇川・高島・新旭)  
 (第三次高島市地域福祉推進計画)

「住民福祉活動計画」は、市内6地域(中学校圏域)に設置されている住民福祉協議会\*が中心となり、住民主体で策定されています。また、「地域福祉推進計画」は、市社会福祉協議会が中心となって、地域福祉のあり方を民間の立場から提言されています。これらの計画は、住民や当事者、地域福祉団体などの視点で作成された住民参加の行動計画であり、本計画と相互に深く関連する一体的なものであることから、連動した取組を推進します。

- ①住民福祉活動計画との連動
- ②地域福祉推進計画との連動

地域福祉推進の理念・方向性、地域の福祉課題・社会資源の共有



《地域福祉計画の相関図(再掲)》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
住民福祉活動 計画 (6地域別)	→					→	
	第3次		中間 見直し			第4次	
地域福祉推進 計画	→	→					→
	第2次	第3次		中間 見直し			第4次
地域福祉計画	→		→				
	第3次		第4次		中間 見直し		

### ① 住民福祉活動計画との連動

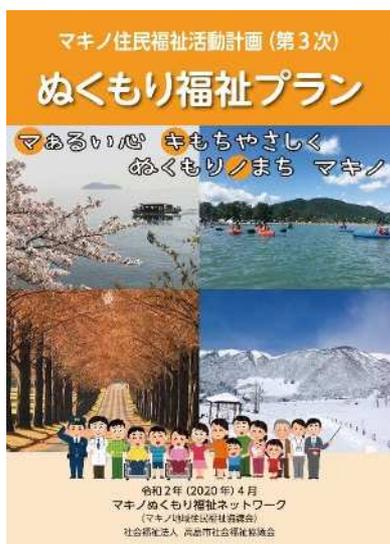
住民福祉活動計画は、住民福祉協議会\*が中心となって、身近な地域(中学校圏域)で、生活課題、福祉課題を話し合い、住民自身が望む理想的な福祉のまちの実現に向けて、策定されている活動計画です。

活動計画は、6地域ごとに、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定されており、各計画に描かれているビジョンを本計画に反映し、共同・連携して取組を進めていきます。

#### 《各地域住民福祉協議会\*と住民福祉活動計画》

地域	住民福祉協議会*の名称(愛称)	計画の名称
マキノ	マキノぬくもり福祉ネットワーク	ぬくもり福祉プラン
今津	今津ふくしの会	あいあいプラン
朽木	朽木住民福祉協議会	あいの郷プラン
安曇川	安曇川住民福祉ネットワーク	つながり3Sプラン
高島	高島住民福祉ネットワーク	共生の高島(まち)
新旭	新旭住民福祉協議会	新旭やすらぎプラン

《各地域 住民福祉活動計画》



マキノ住民福祉活動計画(第3次)

めくもり福祉プラン

理念

マあるい心

キもちやさしく

めくもりノまちマキノ

基本方針

笑顔とあいさつが  
あふれるまちづくり

誰もが自分らしく  
暮らせるまちづくり

高齢者が安心して  
暮らせるまちづくり

助けあい支えあえる  
お互いさまの  
まちづくり

具体的な取組

- 多世代交流・伝統・伝承の場づくりを進めよう
- 共に生きるための学習を進めよう
- 地域全体で子育てを支えよう
  
- お互いの個性を理解し合えるまちづくりを進めよう
- 障がい者理解の場づくりや交流の場を増やそう
- 最初の一步をふみだせる働きかけをしよう
  
- 外出支援や買い物支援の取り組みについてマキノらしいあり方をみんなで進めていこう
- サロンやカフェなど地域ぐるみの幅広い見守り活動をみんなで支え合おう
- 元気な高齢者の活躍の場を増やそう
  
- 地域防災の取り組みで災害に強いまちづくりを進めよう
- 近くの集落や関係機関・事業所と連携・協力できるネットワークづくりを進めよう
- お互いに助け支え合える地域づくりを進めよう



## 今津住民福祉活動計画(第3次)

# あいあいプラン

### 理念

地域に関心をもち、心ゆたかに、  
安心して暮らせるまちづくり

### 基本方針

自然や文化にふれ

生活しやすい環境で

多様な人たちが  
つながれる

誰もが安心して  
感じるまち

### 具体的な取組

●自分たちのまちに関心をもとう!

- 1) 今津名物!発掘・創作
- 2) 親しみをもつために、まちのいろんなところに名前をつけよう!
- 3) みんなでわくわく!コミュニケーションをひろげよう!

●心のゆたかさを育もう!

- 1) 暮らし 見直し 再発見
- 2) 手間ひまを大事にしよう
- 3) いろんな命と関わる

●まちのあの人に関心をもとう!

- 1) 一緒にいる、一緒にする、一緒に感じる  
～時間・空間・仲間～
- 2) 「おたがいさま」が合言葉

●安心を感じるまちづくりを目指そう!

- 1) あなたも主人公
- 2) 自分がやったという手応え  
～ボランティア サロン カフェ etc.～
- 3) 地域と活動のつむぎあい



## 朽木住民福祉活動計画(第3次)

# あいの郷プラン

### 理念

つなげる つながる 朽木

### 基本方針

#### 外出

行きたい所に行ける  
希望をかなえるために  
みんなの声をつなげます

#### 生活

くらしの困りごとを  
小さな支え合いの  
つながりで安心へ

#### 情報

必要な人に必要なことを  
つなげよう

#### ふる里

朽木のこれからを  
考える人をつなげよう

#### 防災

いざという時のための  
日頃のつながり作り

### 具体的な取組

- バスに乗って一日がかりの通院と買い物。バスでは帰ってこられない部活終わり。不便なダイヤ。朽木の移動の課題を行政につなげよう。
- 外出サポート隊の「まかせて会員」と「のせてって会員」をつなげます。
- これからの朽木の移動支援のあり方を考えるために、現状を調べて話す場につなげよう。
- 「どないしてる？」の声かけから、日頃の見守りをしよう。
- 今ある生活支援活動をつなぎあわせ、利用者が使いやすい仕組み(朽木方式)を作ります。
- 保健師さん、元看護師さんなどと気軽に健康について話し、関係を深める機会を増やします。
- 朽木で利用できる生活支援活動が一目でわかる「お助けメニュー」を作り発信します。
- 「朽木のこれからを考える会」で話し合い、それぞれができる行動でつながっていきこう。
- 朽木のくらしを人のつながりの中で体験し、ふる里を大切に思える心を育もう。
- 朽木地域の実情を踏まえた防災活動について、区長、代理者、防災担当者、福祉担当者、災害ボランティアなどと共に考えよう。



## 安曇川住民福祉活動計画(第3次)

# つながり3Sプラン

### 理念

安心で安全な  
安曇川のまちづくり  
つながり3Sプラン

### 基本方針

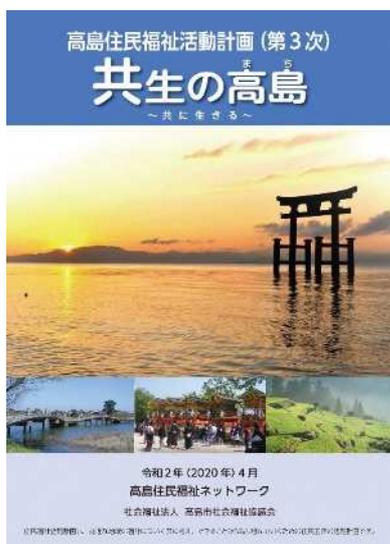
**S** ささえあえる  
人のつながりづくり

**S** 育ちあえる  
仲間のつながりづくり

**S** 災害にも強い  
地域のつながりづくり

### 具体的な取組

- 「あどがわボランティアまつり」等で住民交流を深めボランティア人材の掘り起こしや育成を進めよう。
- 「介護を考えるミニフォーラム」や「あんにんカフェ」を通して、介護や認知症等の理解を進めよう。
- 「安中カフェ」を通して、中学生と共に、福祉について学ぶ機会を作ろう。
- 「あどがわふれあい子ども食堂」の運営を通して、地域の子育てを応援しよう。
- 「わくわくサラダ」の運営支援を通して、地域の障がいに対する理解を広めよう。
- 防災出前講座を通じて、区・自治会ごとの支え合い(愛)の意識を高めよう。
- すべての世代の、困りごとを抱える人を、地域で支える取り組みを進めよう。
- 安曇川地域の災害危険個所を確認し、ネットワーク通信で発信しよう。



## 高島住民福祉活動計画(第3次)

# まち 共生の高島

～共に生きる～

### 理念

地域の輪で誰もが

安心して暮らせるまちづくり

### スローガン

つながって ふれあい 助け合いの まちづくり

## 基本方針

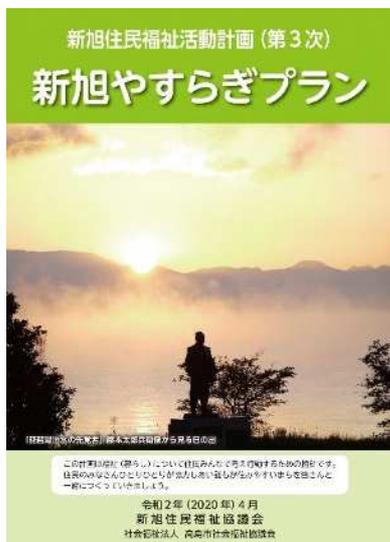
つながりを  
大切にした  
まちづくり

安心して暮らせる  
まちづくり

防災、減災を  
意識した  
まちづくり

## 具体的な取組

- 子どもが気軽に集まれる場所を広げていこう
- 「まちあかり」を中心に、世代間交流を進めよう
- 「趣味の会」や「健康教室」を開催し、生きがいつくりや交流を進めよう
- 地域に出かけて、身近な居場所を増やせるよう応援していこう
- 学校との連携を深め、子ども達との交流を進めよう
  
- 住民福祉ネットワークの配食活動で、配達地区を広げて見守り活動を充実させよう
- 日常生活をお手伝いするサポーターの参加を呼びかけよう
- 生活支援(ゴミ出しなど)は、隣近所での助け合いを広げていこう
- 気づきを大切に、公的機関とも連携し見守りの輪を広げていこう
- 普段から声かけや挨拶をして、安心して住めるまちにしよう
- 買い物支援や移動支援ができる体制づくりを進めよう
- 暮らしづらさを抱えた方の社会参加を応援しよう
  
- 常に要支援者の支援体制を確認しておこう
- 広域避難所に行くまでの一時避難所を一緒に確認しよう
- 災害に備え、日ごろから「声かけ」を大切にしよう
- 家庭内でも「防災意識」を高めよう



## 新旭住民福祉活動計画(第3次)

# 新旭やすらぎプラン

### 理念

みんなが

福祉でつながる

地域づくり

### 基本方針

ボランティアで  
つながる  
「お互いさま」づくり

持続可能な  
活動づくり

子ども若者が  
真ん中の  
まちづくり

支えあえる  
地域づくり

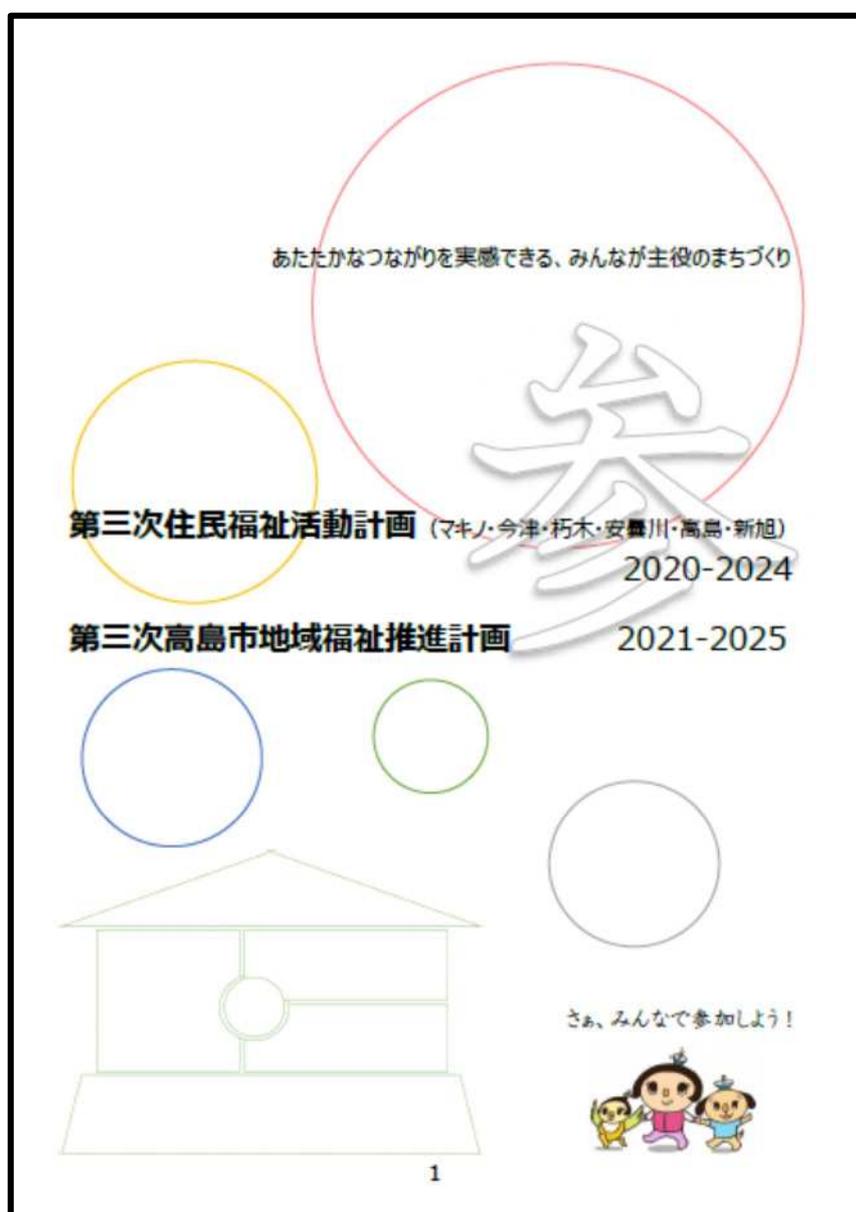
### 具体的な取組

- 地区ボランティアセンター\*を中心に、誰もが参加できる仕組みづくりを進めます。
- 活動助成金の活用と支援者づくりを進めます。
- 資金、資材、人材を確保する仕組みづくりを進めます。
- 子ども若者の誰もが楽しみながら地域の活動に参加できる仕組みを作ります。
- 地域のみなさんと協力し話しあえる場づくりを進めます。

## ②地域福祉推進計画との連動

地域福祉推進計画は、市社会福祉協議会が中心となって、行政施策や制度、住民福祉活動では対応が難しい地域福祉課題への包括的な支援策なども盛り込んで策定されている推進計画です。

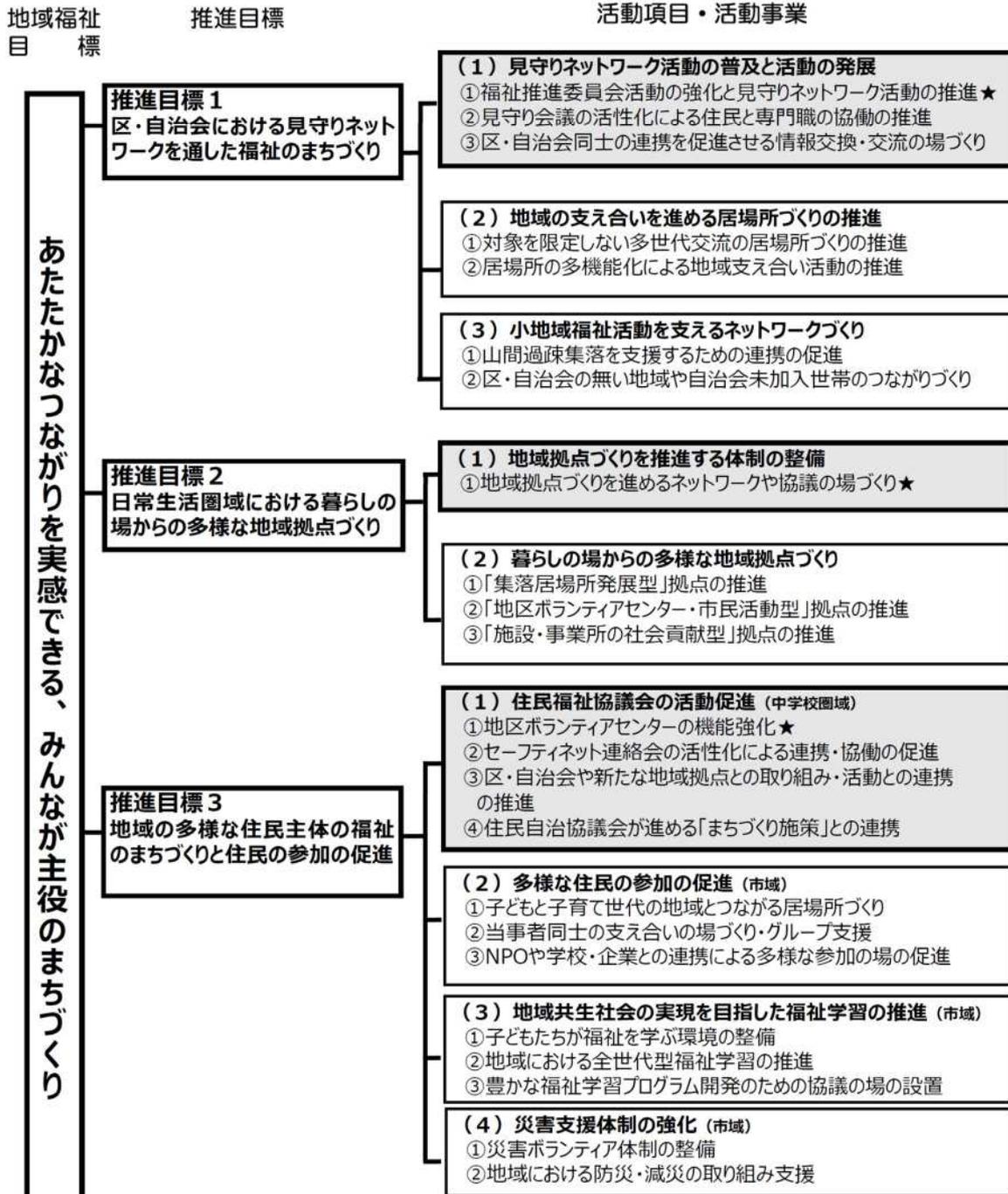
推進計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、前述した「住民福祉活動計画」のビジョンを踏まえて策定されています。活動計画と同様に、推進計画に描かれているビジョンを本計画に反映し、取組を進めていきます。



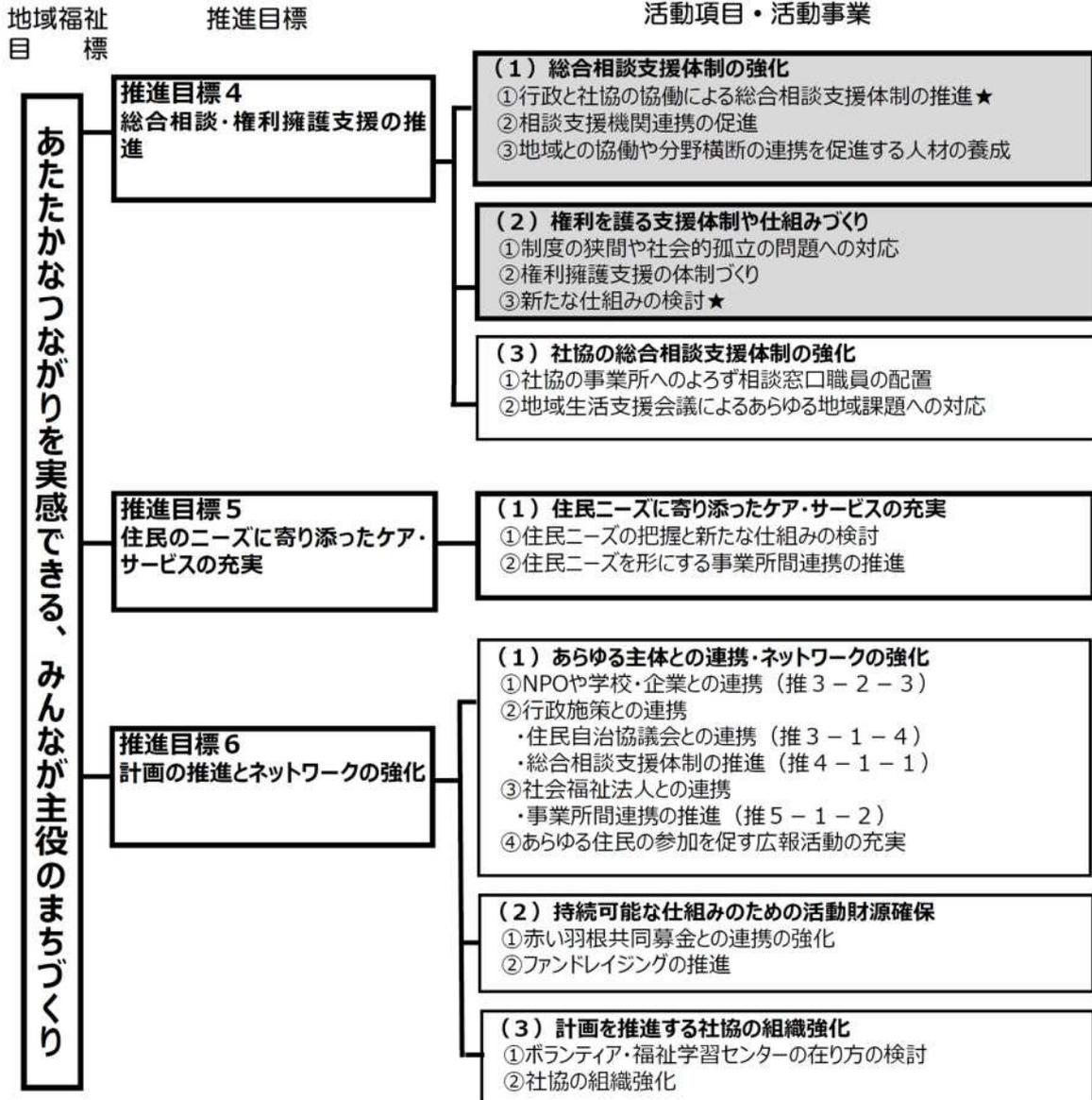
《地域福祉推進計画の総合体系図》

## 4 地域福祉推進計画総合体系図

この計画は、計画の理念である地域福祉目標の実現を目指して、この5年間で推進すべき目標である「推進目標」と具体的に取り組んでいく「活動項目」および「活動事業」で構成しています。

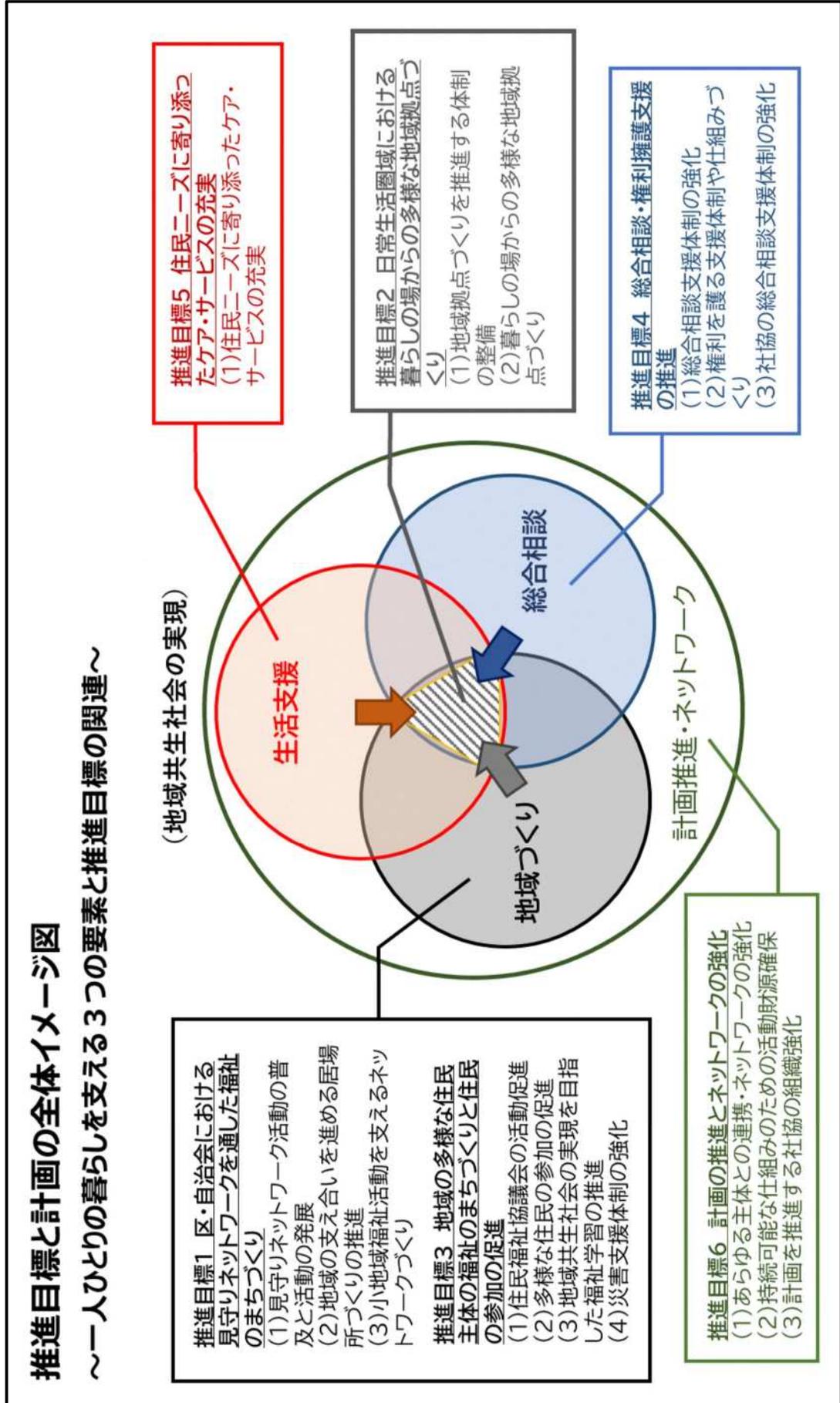


■ は、重点活動項目、★印は重点事業です。

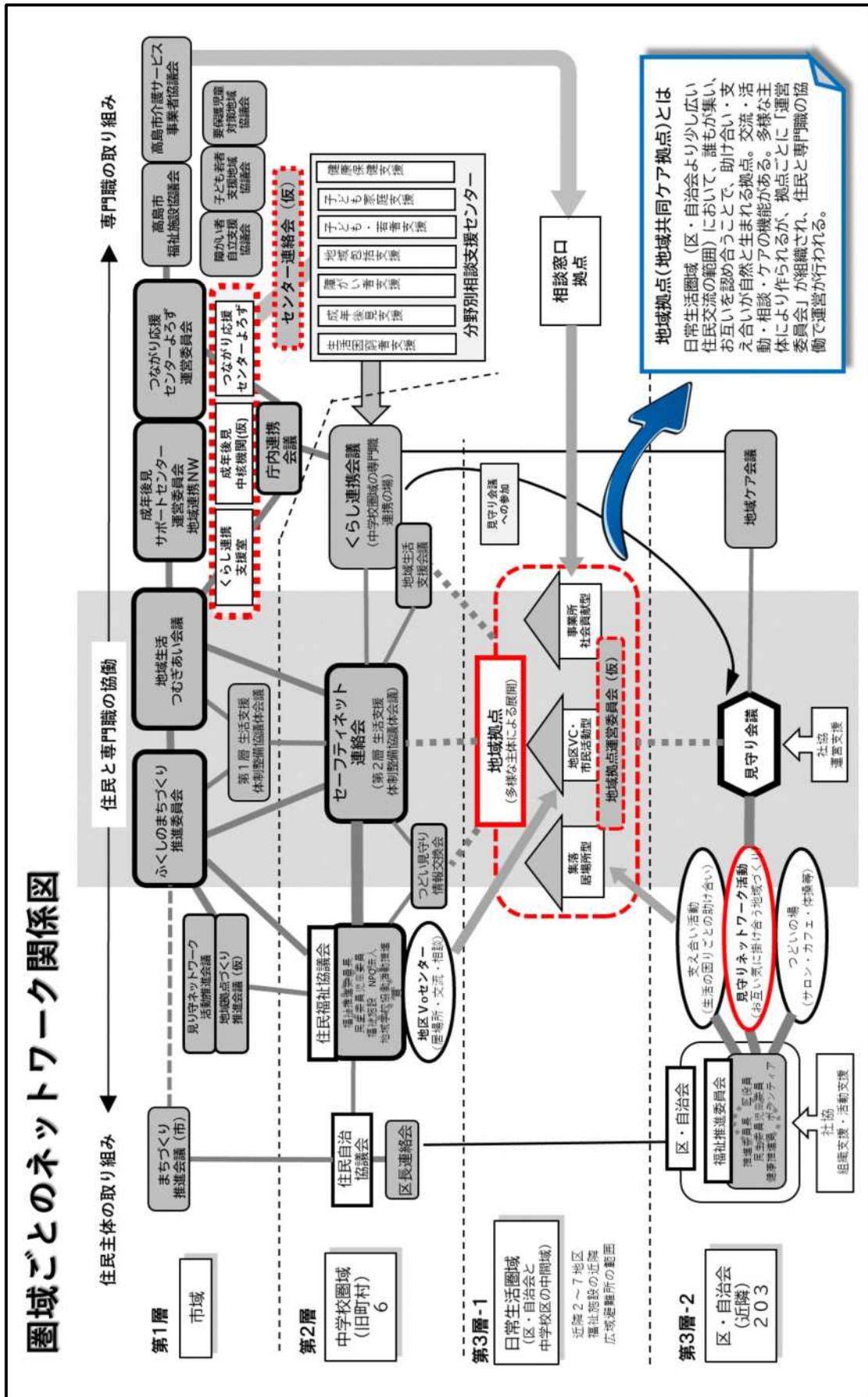


■ は、重点活動項目、★印は重点事業です。

〈〈地域福祉推進計画の推進目標と全体イメージ図〉〉



◀◀地域福祉推進計画のネットワーク関係図▶▶



## 第6章 みんなの想いをかたちに

### 1. 地域の声

市では、人口減少、少子高齢化とともに、世帯の小規模化、単身化も進んでいます。また、時代の流れとともに価値観も大きく変化し、社会的孤立や様々な支援制度の狭間にある問題も、新たな課題として認識されるようになってきました。

今回、地域福祉計画を策定するにあたっては、このような課題も踏まえ、高島市地域福祉計画策定委員会や地域福祉計画策定に関するワーキングチーム会議を開催し、それぞれの分野、立場から、また、地域住民としての立場から多くのご意見や現状をお聞かせいただきました。

みなさんからいただいたご意見や日頃感じておられることを紹介します。

- ・今まで地域で助け合ってきたが、支え手も高齢となり、支える側の人材がない。外からの支援が必要だと感じてきた。そういった仕組みづくりを一緒に考えてほしい。
- ・広範囲の方が関わる住民自治協議会\*と連携を強化していきたい。
- ・ICT\*学習を活用できれば、不登校やひきこもりがちな児童生徒の学習機会の保障につながるのではないかな。
- ・社会福祉法人として、福祉職の魅力発信を求められており、さらなる自助努力も必要になっている。
- ・地域貢献といってもどう貢献するのか、何を担っていくのか、具体性があると動きやすい。
- ・市民は人口が減少し、大変なことは分かっている。行政だけに頼ることなく自発的な動きもしているので、市には、市民が自ら行動できるような発信をしてほしい。
- ・地域での見守り活動をしていると、独居高齢者は特に孤立や孤独感を感じている方が多い。訪問や集まって話す機会が大変重要になっている。

また、令和6年度に実施した「中間見直し」にあたって、高島市地域福祉計画策定委員会を2回、地域福祉計画策定に関するワーキングチーム会議を開催し、計画前半の取組に関して評価いただくとともに、計画後半に向けて、新たに追加すべき内容や修正すべき部分について、それぞれの分野、立場から、また、地域住民としての立場から多くのご意見や現状をお聞かせいただきました。

**策定委員のみなさんからいただいたご意見の一部を紹介します。**

- ・ いざという時に、福祉学習で学んでおかないと障がい者（車椅子等）の手助けができない。子どもが実際に見て触って知ることが大事。
- ・ マキノでは、民生委員が子どもたちに、メッセージ入りのカードを渡している。そのメッセージに刺激を受けて「こんな人になるぞ」等の目標が持てる子どもが増えて欲しいと思う。
- ・ 子どもにやってもらうだけでなく、子ども自身が「やりたい、やってみたい」の視点も必要ではないか。
- ・ 現在の計画には若い人にもっと活躍してもらおう、若者を主語とした項目がない。中間世代への意識、活躍する視点を必要ではないか。
- ・ 高齢の方は「私が行くと足手まといになるかも」との思いから「もう行かへん」と遠慮される。また、子どもも、皆が集まる場に来ないと慣れないし、自分の力も発揮できないし、意見も言えないようになる。皆で一緒にやることの大切さがある。
- ・ 通学時間に子どもと一緒に登校する見守り活動をしていると、毎朝居られる高齢の方が居て、お互いに見守りあう関係になっている。こういった活動は大切だと思う。
- ・ お寺など、子どもの頃から知っている場所、行ったことのある場所は「人が集まるのになじみがある場所」という強みがある。拠点のひとつになれると思う。
- ・ 子どもと高齢者は非常に相性がよく、どちらにとっても刺激や見守りになる関係がつかれる。空き家等も活用して、双方が関わることでできる場所があると良い。
- ・ 法人の役割のひとつとして、個人や地域の取組を応援する役割がある。行政ではなかなか難しいことが法人ではできるのではないか。
- ・ 企業なども若い人や従業員に対して、社外活動や地域活動を応援する仕組みや機運があると良い。

市社会福祉協議会では、地域福祉推進計画の策定にあたって、地域の福祉3役（区・自治会長、福祉推進委員長、民生委員児童委員）を対象に、地域福祉活動や見守り活動に関する意見聴収、検討していること等を共有する場として「住民福祉こんだん会」やアンケートを実施されています。

また、市内6地域の住民福祉協議会\*では、「自分のまちを、誰もが住みやすいまちにしていこう」という志のもと、「ふだんのくらしのしあわせ」のために、身近な生活・福祉課題について話し合われていますので、あわせてその一部を紹介します。

#### 住民福祉こんだん会やアンケートより

- ・人間社会では人と人とのつながりがどうしても必要。
- ・高齢者が増え、役員のなり手が少ない。
- ・過疎高齢化に伴い、空き家が増え不用心、災害時が心配、車がないと買い物に行けない。
- ・高齢になっても地域の行事に積極的に参加したり、ボランティア活動を自主的に行ったりして、元気でいたい。
- ・買い物支援や運転免許証返納後の支援体制づくりを考える。

#### 市内6地域の住民福祉活動計画より

- ・サロンやカフェ、見守り活動が活発でありがたい。
- ・自分たちが大人になっても将来この地域で働き活性化したい。
- ・地域内で気軽に相談したり、ちょっとしたことを手伝ってもらえたりできる場所があるとうれしい。
- ・行政や住民、様々な団体や事業所がみんなで一緒に考えて取組を進めていくことが必要。
- ・災害に強い地域づくりが必要。
- ・食事や運動をして、元気に暮らしたい。
- ・区民の集まれる機会を増やしたい、行事に参加されない人にも誘いかけをしていきたい。
- ・ささやかなボランティア活動を続けたい。
- ・あちこちで防災出前講座をしてもらって、それが見守り活動につながったらいいな。
- ・人、仲間、地域の強いつながりが実感できる活動になったらいいな。
- ・配食活動で心にも栄養を届けられたらいいね。
- ・地域学校協働活動\*を通して、子どもたちと地域の人のカフェができるといいな。

## 2. 取組状況の点検

計画を推進するにあたっては、「計画（P）→実施（D）→評価（C）→見直し（A）」のPDCAサイクルにより、取組状況の確認や改善を進め、主な取組を中心に、その実績、効果などを積み重ね、「地域福祉計画策定委員会」で点検・評価をしていきます。

《PDCAサイクルのイメージ》



《高島市地域福祉計画策定委員会》

### 3. みんなで取り組む地域福祉

#### ～あなたが主役・誰もが主役～

この計画の策定過程を通して、想いを同じくする仲間がたくさんいること、地域福祉活動は「市民一人ひとりが主役」であることを改めて強く認識することができました。

時代の変化や生活課題に立ち向かい、人々が安心して暮らしていくためには、「人や地域とのつながり」が重要なキーワードであり、絶対に欠かせないものであることに、たくさんの方が気付いています。まずは、周囲の人を気にかけて関わってみましょう。関わりはつながりを生みます。そして、糸によりをかけるように、人とのつながりが幾重にも重なりあっていくことで、安らぎや安心な暮らしをつむいでいきます。

様々な生活課題は、決して行政だけで解決できるものではありません。市民のみなさんを中心に、地域や事業者、法人のみなさんと一緒に考え、解決していくものです。

今まで地域づくりに取り組んでこられた方々の知恵を借り、これからの地域を担っていく方々と手を取り合い、多様性や価値観を尊重しながら、みなさんとともに地域福祉の推進に取り組んでまいります。



## 参考資料

### 1. 用語解説(50音順)

	用語	解説
あ行	ICT	Information and Communication Technology の略 IT(情報通信技術)にコミュニケーションの要素を加えたもの
	アウトリーチ	積極的な支援対象者の把握、対象者のいる場所に出向いて行う働きかけおよび対象者に支援に関するサービスと情報を届ける取組
	医療的ケア児	日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童
	SDGs	Sustainable Development Goals の略、持続可能な開発目標、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標
	LGBT	レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシャル(両性を好きになる人)、トランスジェンダー(生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)の頭文字をとったもの。また、これら4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称
か行	介護人材確保対策協議会	福祉施設での介護人材確保に関する取組を推進するために設置された協議会
	クラウドファンディング	不特定多数の人たちが主にインターネット経由で人や組織に資金提供や協力を行うこと
	くらし連携会議	住民にとって身近な生活圏域である中学校圏域ごとに、地区担当保健師、地域包括支援課担当、各支所職員、市社会福祉協議会コミュニティワーカーなどが参加する専門職連携の会議
	くらし連携支援室	福祉施策の各分野を超えた社会的な課題に対応し、包括的な相談支援体制を構築するために、令和元年度に社会福祉課内に設置された部署
	ゲートキーパー	いのちの門番、自殺の危険を示すサインに気づき、悩みのある人に気づき、声をかけ、話を聴いて、適切な機関や支援者につなぎ、見守る人のことで、専門職だけでなく誰もがなれる役割
	更生保護サポートセンター	保護司・保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点

	用語	解説
か行	湖西地域働き・暮らし応援センター	働きにくさのある方の「働く」こと「暮らす」ことをサポートするセンター
	こども家庭センター	様々な困難や悩みを抱えるすべての妊産婦、子育て家庭、子どもや若者に対し、関係機関が連携して包括的に相談支援を行う機関
	子ども食堂	食事を通じて地域ぐるみで子どもを見守り育てていく垣根のない居場所 食堂をきっかけに様々な世代がつながり、困っている人を放っておかないあたたかいまなざしの地域づくりを目指す取組
	こども110ばん	子どもが何らかの被害に遭いそうになった時に、助けを求める場所。黄色い三角コーンが目印の「110ばんのおうち」のほかに「110ばんのくるま」や「110ばんの自転車」があり、地域や事業者の方々の協力により設置しています。
	子ども若者支援地域協議会	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携して総合的かつ効果的に支援するため、子ども・若者育成支援推進法に基づいた法定協議会
	コミュニティバス	自治体が路線バス廃止や交通空白地帯の住民の移動手段の確保のため運行するバス
さ行	児童発達支援センター	障がいの有無や診断に関わらず、発達に対して様々な心配を抱える0～18歳の児童やその保護者に対して、その状況に応じて自立や社会参加のための相談、支援を行うことにより、児童の成長を応援する施設
	市民協働交流センター	市民の市民活動に関する様々な情報発信やネットワークづくりを行い、活発で自主的な市民のまちづくり活動をお手伝いする市民のための「まちづくり活動拠点」
	終活サポート	人生の終わりについて考える活動や、死と向き合い最後まで自分らしい人生を送るための準備を支援すること
	住居確保給付金事業	離職者等で就労能力および就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人または喪失するおそれのある人に住宅費を支給するとともに、住居および就労機会の確保に向けた支援を行う事業
	重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業

	用語	解説
か行	住宅確保要配慮者	住宅セーフティネット法において定める、低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、賃貸住宅の確保に困難を抱える者および世帯
	住民福祉協議会	中学校圏域ごとの住民主体のまちづくりを推進するために設置された組織 「自分たちのまちをよくしたい」と集まった様々な住民がメンバーとなり、地域の実情に合わせた独自の取組を展開している
さ行	住民自治協議会	中学校圏域ごとに、新たな住民自治の仕組みとして立ち上げている組織 区・自治会単独では困難な課題に対しても、圏域で解決に結びつけるような自治の仕組みが期待されている
	情報バリアフリー	情報発信の発展に伴い生じる高齢者、障がい者等の利用面でのバリアを解消するために、本人に合った手段・方法で情報を伝えること
	身上監護	生活、治療、療養、介護などに関する法律行為を行うこと
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援と介護予防の基礎を構築するために様々なコーディネート業務を行う職種
	成年後見制度	認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人等で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、後見人を選任する民法上の制度
	セーフティネット連絡会	中学校圏域ごとに、住民福祉協議会と、医療保健福祉の専門職、圏域内の関係機関等が集まり、地域の生活課題・福祉問題を話し合う等、住民と専門職が連携する会議
	た行	高島市権利擁護支援センター
ダブルケア		子育てと親の介護を同時に担う状態のこと 女性の晩婚化や出産年齢の高齢化などが主な原因となり生じる
短時間勤務制度		育児や介護などの両立を支援するために、育児・介護休業法で定められている制度
地域学校協働活動		地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動

	用語	解説
た行	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
	地域ケア会議	介護や支援を必要とする高齢者が、地域で自立した生活ができるよう、個々の状態やニーズに応じた保険、医療、福祉サービスを含む支援体制等を協議する会議
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（地域子育て支援センター、子育て親子つどいの広場）
	地域生活支援事業	障害者自立支援法によって法定化された事業 市町村および都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならない事業が定められている 市町村等は、障がいのある人が有する機能や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効果的に実施する
	地域生活つむぎあい会議	地域共生社会の実現に向けた取組推進の協議・検討することを目的にした協議体
	地域生活つむぎあいプロジェクト	地域共生社会の実現体制構築に向けて市が取り組む事業 住民の抱える地域生活課題や福祉ニーズが多様化、複雑化していることを踏まえ、多機関の協働による包括的支援体制構築と地域力強化推進を行うための創意工夫ある取組を実施する
	地域のプラットフォーム	地域において、多様な参加の機会と居場所を発見し生み出すため、住民、地域関係者および行政などが、その都度集い相談、協議し、学び合う場であり、地域活動のコーディネート機能を支え、活性化する場
	地域福祉権利擁護事業（あんしんお手伝いサービス）	権利擁護を図ることを目的に、認知症や知的障がい、精神障がい等、判断能力が不十分な人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行う事業で、市社会福祉協議会が実施し、支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、日常の金銭管理を行う 全国的には、日常生活自立支援事業という名称で実施されていることが多い

	用語	解説
た行	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、市区町村が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・予防介護」が、包括的に提供される地域の取組
	地区ボランティアセンター	中学校圏域ごとに設置され、住民福祉協議会が運営するボランティアセンター
	中核機関	権利擁護支援・成年後見制度利用促進のため市が設置する機関 「司令塔機能」「事務局機能」「進行管理機能」を持ち、市と高島市成年後見サポートセンターが協働する
	市内連携つむぎあい会議	地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制の確立と、職員の意識および能力の向上を図るための市内会議
	つながり応援センターよろず	市と高島市社会福祉協議会が共同で設置する生活困窮者自立相談支援機関
	つむぎあいシート	それぞれの窓口で相談を受ける中で、他機関と連携した支援の必要がある時、また、支援の希望はないが、把握している状況等から関係機関が連携する必要がある時に利用する連携促進のツール
な行	難病	「難病対策要綱」（昭和 47 年厚生省）により、①原因不明、治療方針未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に等しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている
は行	パートナーシップ宣誓制度（滋賀県）	一方または双方がLGBT等の当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係を宣誓し、県が宣誓書を受領したことを証明する制度
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図
	8050 問題	主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っているという社会問題のこと、ひきこもりの長期化が引き起こされる
	ハラスメント	言動などにより、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人にとって、生活の支障となる物理的・精神的な障壁を取りのぞいた状態（段差の解消、低床バス、手すりの設置、障がい者用駐車場など）

	用語	解説
は行	ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態
	避難行動要支援者	高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な人
	ファンドレイジング	NPOや公益法人、社会福祉法人などが、活動のための資金を個人、法人、政府などから集められる行為の総称で、寄付に加え、会費、助成金、補助金などの「支援的物資」集めも含まれる
	フードバンク	食品関連企業において、包装の印字ミスなどにより販売が困難になった食品、農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄付を受け、食料支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する活動およびその活動を行う団体 食品ロス対策と貧困対策のひとつ
	福祉推進委員会	誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるために、区・自治体単位で設置された団体
	福祉推進委員	社会福祉活動の推進、地域福祉事業の円滑な実践活動をする社会福祉協議会から委嘱された人
	福祉避難所	高齢者や障がい者その他の特別な配慮を必要とする人を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設
	福祉有償運送事業	NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービス事業
	分野別相談支援センター連絡会	地域共生社会の実現に向けた相談支援体制の構築を図るため、互いの体制や事業等を共有し、共通する生活課題の解決に向けて共同して取り組むことや連携体制強化等について検討することで関係強化と連携促進を図る会議体
	法人後見事業	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと
	ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を支援し、社会で起こっている問題や課題を解決していくために市民参加を促し、多様な関係者と連携しながら解決をおこなう専門職

	用語	解説
ま行	見守り会議	日常生活圏域での住民主体の取組の共有と、専門職が参画することによる住民、専門職双方の意識の醸成と連携の促進を図る会議体
	見守りネットワーク活動	小地域を単位として、近隣者や関係機関が見守り・声かけ活動などを行い、安心して住み慣れた地域で暮らせるような地域づくり、まちづくりを進める活動
	見守りネットワーク事業	「地域のつながりの中で、全ての市民が元気でいきいき暮らすことができる高島市」を目指して、地域住民や協定した協力事業者などの協力を得て、地域に何重にも広がる見守りのネットワークを構築して、気になることや異変を感じたときに市などに連絡する仕組み
	民生委員・児童委員	民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活を営むために必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして社会福祉を増進する 民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねる
	モニタリング	現状や状況を把握すること
や行	ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども
	要支援・要介護認定者	日常生活を営む上で支援や介護を必要とする状態として、介護認定審査会で認定された人（介護保険サービスが利用できる）
ら行	ライフステージ	人の一生におけるそれぞれの段階
	老老介護	65歳以上の高齢者が65歳以上の高齢者を介護する状態のこと

## 2. 計画策定までの経過

年度	月 日	内 容
令和 2 年 度	11月17日	計画の策定に関するワーキングチーム会議
	11月24日	高島市地域福祉計画策定委員会
	1月21日	計画の策定に関するワーキングチーム会議
	2月18日	高島市地域福祉計画策定委員会
	3月12日	計画の策定に関するワーキングチーム会議
令和 3 年 度	4月27日	計画の策定に関するワーキングチーム会議
	6月29日	高島市地域福祉計画策定委員会
	8月5日	計画の策定に関するワーキングチーム会議
	10月21日	高島市地域福祉計画策定委員会
	1月18日	市議会全員協議会計画案説明
	1月25日～ 2月24日	第4次高島市地域福祉計画(案)に関するパブリックコメントの実施

## 2. 計画策定までの経過（中間見直し時）

年度	月 日	内 容
令和 4 年 度	1月18日	計画の策定に関するワーキングチーム会議
	1月24日	高島市地域福祉計画策定委員会事務局会議
	2月13日	高島市地域福祉計画策定委員会
令和 5 年 度	12月15日	計画の策定に関するワーキングチーム会議
	1月10日	高島市地域福祉計画策定委員会事務局会議
	2月13日	高島市地域福祉計画策定委員会
令和 6 年 度	6月12日	計画の策定に関するワーキングチーム会議①
	6月28日	高島市地域福祉計画策定委員会事務局会議①
	7月9日	高島市地域福祉計画策定委員会①
	9月11日	計画の策定に関するワーキングチーム会議②
	9月26日	高島市地域福祉計画策定委員会事務局会議②
	10月10日	高島市地域福祉計画策定委員会②
	11月21日	市議会全員協議会計画案説明
	11月25日～ 12月24日	第4次高島市地域福祉計画 中間見直し（案）に関する パブリックコメントの実施

### 3. 高島市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(任期：令和元年9月1日～令和4年8月31日)

(敬称略)

区分	氏名	所属	備考
第1号委員	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 教授	委員長
第1号委員	前田 昌彦	高島市医師会 会長	副委員長
第2号委員	谷 仙一郎	特定非営利活動法人元気な仲間 代表理事	
第2号委員	八木 武	高島市民生委員児童委員協議会連合会 会長	～令和元年12月9日
第2号委員	林 典男		令和元年12月10日～
第2号委員	松本 良平	高島市障がい者自立支援協議会 会長	
第2号委員	澤田 悦子	湖西介護支援専門員連絡協議会 会長	～令和2年5月31日
第2号委員	井上 良信		令和2年6月1日～
第2号委員	洲崎 トモ子	滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所) 次長	～令和3年3月31日
第2号委員	中洩 昌弘		令和3年4月1日～
第2号委員	杉島 隆	社会福祉法人高島市社会福祉協議会地域 福祉課 課長	～令和3年3月31日
第2号委員	八坂 和美		令和3年4月1日～
第3号委員	桂田 敏男	今津ふくしの会 代表	
第3号委員	海老澤 文代	朽木住民福祉協議会 代表	
第3号委員	石黒 徳市	安曇川住民福祉ネットワーク 代表	
第4号委員	佐々木 善宏	高島市PTA連絡協議会 参与	

(順不同)

第1号委員：学識経験者

第2号委員：保健医療福祉

第3号委員：住民福祉協議会の代表者

第4号委員：市長が必要と認める者

### 3. 地域福祉計画策定委員会委員名簿(中間見直し時)

(任期:令和4年11月1日~令和7年10月31日)

(敬称略)

区分	氏名	所属	備考
第1号委員	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 教授	委員長
第1号委員	松本 道明	高島市医師会 会長	
第2号委員	石田 容子	一般社団法人あすラボ 代表	
第2号委員	林 典男	高島市民生委員児童委員協議会連合会 理事	~令和4年11月31日
	河野 貫由		~令和6年3月31日
	中川 一夫		令和6年4月1日~
第2号委員	杉原 清美	高島市障がい者自立支援協議会 会長	~令和5年5月31日
	吉田 和浩		~令和6年5月27日
	水艸 亜紀		令和6年5月28日~
第2号委員	佐々木 英子	湖西介護支援専門員連絡協議会 会長	~令和6年3月31日
第2号委員	都井 薫		令和6年4月1日~
第2号委員	中洩 昌弘	滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所) 次長	~令和5年3月31日
第2号委員	森本 義広		令和5年4月1日~
第2号委員	八坂 和美	社会福祉法人高島市社会福祉協議会地域福祉課 課長	
第3号委員	海老澤 文代	朽木住民福祉協議会 代表	副委員長
第3号委員	竹中 寛	高島住民福祉ネットワーク 代表 // 副代表	~令和6年3月31日
	林 喜代子		令和6年4月1日~
第3号委員	藤原 実	新旭住民福祉協議会 代表	
第4号委員	岸田 直也	高島市PTA連絡協議会 理事	~令和5年3月31日
	竹内 雅美		~令和6年3月31日
	安部 まゆみ		令和6年4月1日~

(順不同)

第1号委員:学識経験者

第2号委員:保健医療福祉

第3号委員:住民福祉協議会の代表者

第4号委員:市長が必要と認める者

#### 4. 高島市地域福祉計画の策定に関するワーキングチーム構成員

(敬称略)

氏名	所属・役職	備考
内藤 佑介	こころいちばん計画支援センター 管理者	
山本 美湖	高島市障がい者相談支援センターコンパス 所長	～令和3年3月31日
杉島 隆		令和3年4月1日～
松本 道也	高島市自立相談支援機関つながり応援センター よろず センター長	
熊谷 智香子	社会福祉法人高島市社会福祉協議会地域福祉課 係長	
青井 啓太	危機管理局防災課 主査	～令和3年3月31日
桂田 樹	危機管理局防災課 主任	令和3年4月1日～
加藤 圭子	市民生活部市民協働課 参事	
吉武 学	市民生活部市民課 主任	
岸本 広樹	商工観光部商工振興課 参事	
前河 康史	都市整備部都市政策課 参事	
大塚 初美	高島市民病院地域医療支援部地域医療連携室 参事	
山本 満	教育委員会事務局教育総務部社会教育課 参事	
三宅 貴子	教育委員会事務局教育指導部学校教育課 参事	
杉原 優	子ども未来部子ども・若者支援センターあすくる 高島 参事	～令和3年3月31日
上野 眞	子ども未来部子ども・若者支援センターあすくる 高島 参与	令和3年4月1日～
野田 裕子	子ども未来部子育て支援課 主任	
水口 まゆみ	子ども未来部子ども家庭相談課 参事	～令和3年3月31日
土田 康裕	子ども未来部子ども家庭相談課 主任	令和3年4月1日～
古蒔 有子	健康福祉部障がい福祉課 主監	～令和3年3月31日
志村 道代	健康福祉部障がい福祉課 参事	令和3年4月1日～
古村 ちひろ	健康福祉部健康推進課 保健師	
岸 かおり	健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課 主任	
森田 円	健康福祉部高齢者支援局長寿介護課 参事	

(順不同)

事務局	子ども未来部	子育て支援課、児童発達支援センター「エール」 子ども家庭相談課
	健康福祉部	社会福祉課、障がい福祉課、健康推進課 地域包括支援課、長寿介護課

#### 4. 高島市地域福祉計画の策定に関するワーキングチーム構成員 (中間見直し時)

(敬称略)

氏名	所属・役職	備考
善積 務	湖西地域働き・暮らし応援センター 管理者	
杉島 隆	高島市障がい者相談支援センターコンパス 所長	
辻 雅俊	つながり応援センターよろず 係長	
西村 一真	高島市社会福祉協議会地域福祉課 主任	
中田 正康	政策部危機管理局防災課 参事	
兼田 香織	市民生活部市民協働課 主監	
中江 なつ	市民生活部市民課 主監	
多胡 美輝	商工観光部商工振興課 参事	
橋本 和伯	都市整備部都市政策課 参事	
大塚 初美	高島市民病院地域医療支援部患者相談室 室長心得	
岸本 広樹	教育委員会事務局教育総務部社会教育課 主監	
鳥居 真由子	教育委員会事務局教育指導部学校教育課 参事	
土居 功一	子ども未来部子育て政策課 主監	
駒井 直樹	子ども未来部幼児保育課 主監	
北村 洋子	子ども未来部児童発達支援センター 主監	
水浦 久美	子ども未来部こども家庭センター 主監	
岸 かおり	健康福祉部障がい福祉課 主任	
落川 昌子	健康福祉部健康推進課 参事	
越谷 美紀	健康福祉部高齢者支援局高齢者支援課 主任	
澤田 剛士	健康福祉部高齢者支援局介護保険課 参事	

(順不同)

事務局	子ども未来部	子育て政策課、幼児保育課、児童発達支援センター、 こども家庭センター
	健康福祉部	社会福祉課、障がい福祉課、健康推進課、 高齢者支援課、介護保険課



高島市の地域福祉活動は  
あなたが主役です!



## 高島市地域福祉計画(第4次)

令和4年(2022年)3月 策定  
令和7年(2025年)1月 中間見直し  
高島市 健康福祉部 社会福祉課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地  
TEL 0740-25-8120  
FAX 0740-25-5490  
メール [fukushi@city.takashima.lg.jp](mailto:fukushi@city.takashima.lg.jp)